

第4次清瀬市地域福祉計画

福祉でつなごう 人・まち・地域

人と人を結び すべての人に寄り添うまちづくり



平成30年3月

清瀬市

はじめに

清瀬市では、平成 21 年 3 月に「市民が集い、交流し、一人ひとりがいきいきと活動し、ともに支え合い・助け合うまち・清瀬」を基本理念とする第 3 次清瀬市地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

こうした中、社会経済情勢、市民ニーズの変化などから、住民が抱える地域の福祉問題が複合的となり、ひとり暮らし、介護が必要な高齢者と障害者の同居世帯、生活困窮者世帯、ひきこもりの支援など、従来の公的な福祉サービスでは解決できないケースが増えています。

清瀬市は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をスローガンに市民の皆さんが地域で助け合い支え合い、いきいきと安心して暮らせる地域社会の構築を目指しています。

これを充実・強化するために、このたび、高齢者、障害者、子ども・子育ての各福祉分野における上位計画として位置づける「第 4 次清瀬市地域福祉計画」を策定しました。

国においては、地域で起きている様々な問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、分野別の相談を世帯として「縦割り」から「丸ごと」受けとめることができる地域づくり（地域共生社会）を目指すことが掲げられました。

本計画は、地域福祉を進めるためには、つながることが重要という意味を込めて、「福祉でつなごう 人・まち・地域 ～人と人とを結び すべての人に寄り添うまちづくり～」を新たな基本理念といたしました。福祉でいろいろな分野がつながり、地域住民だけでなく、地域にかかわるすべての人たちがまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今後、清瀬市に暮らしている、また働いている人たちが幸せに暮らすこと、孤立や排除のない暮らしができるように、市民の皆さん、関係機関、事業者等と行政が力を合わせ、地域のすべての人々がお互いに連携・協力して取り組むことにより、本計画の実現に向けて努めてまいります。

終わりに、本計画の策定に当たりご尽力を賜りました清瀬市地域福祉計画策定委員会委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さん、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

清瀬市長 **渋谷 金太郎**



第4次清瀬市地域福祉計画 目次

第1章 計画のあらまし	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 計画の位置づけと計画期間.....	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 計画の期間	8
3. 計画の推進と評価	9
第2章 清瀬市の地域福祉を取り巻く現状と課題	11
1. 人口と世帯.....	13
(1) 人口の推移・推計	13
(2) 世帯の推移	14
2. 市民等が感じている地域の福祉問題	15
3. 清瀬市の地域福祉を取り巻く課題の整理	17
(1) 身近な地域の支え合いの仕組みづくり.....	17
(2) 地域の中で埋もれがちな生活問題への対応の充実	17
(3) 複合的な問題に対応する支援の仕組みづくり	17
(4) 地域福祉の担い手の育成・確保	18
(5) 安心して地域生活を送るための環境づくり	18
第3章 基本理念と計画の枠組み	19
1. 基本理念	21
2. 施策展開の方向性	22
(1) 地域の支え合い（地域共生社会）の実現.....	22
(2) 相談窓口について	23
(3) 圏域・区域の考え方について	23
3. 計画の枠組み.....	24
4. 地域福祉における4つの層 ～圏域・区域の考え方について～	26

第4章 地域福祉推進に向けた取り組み 27

基本方針1 人を育てる	29
施策の柱1： 支え合い・助け合いの心を育む	29
施策の柱2： 地域福祉を推進する人を育てる	32
基本方針2 地域を育てる	35
施策の柱3： 地域のつながりをつくる	35
施策の柱4： 安心して暮らせるまちをつくる	38
基本方針3 地域生活を支える	40
施策の柱5： 適切なサービス利用につながる仕組みをつくる	40
施策の柱6： 支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	46

第5章 資 料..... 51

1. 地域福祉に関する統計データと調査結果	53
(1) 福祉制度を利用している人の状況	53
(2) 地域における支援や活動の状況	57
(3) 地域福祉に関する市民及び団体の意見.....	67
2. 計画の策定体制・策定に向けた取り組み	76
(1) 策定体制.....	76
(2) 策定経過.....	78
(3) 調査の実施.....	79
(4) パブリックコメント及び市民説明会の実施.....	79
3. 用語解説	80

第1章

計画のあらまし

第1章では、第4次清瀬市地域福祉計画の策定にあたり、国における地域福祉の取り組みの状況、関連法の改正の動向を整理するとともに、計画の位置づけと期間等の基本的事項を定めます。

また、計画の推進と評価についても記載しています。

1. 計画策定の背景・趣旨

■ 私たちが直面している地域生活課題

- ・ 清瀬市の人口はこれまで微増の傾向にありましたが、少子高齢化の進展により、平成 31（2019）年の約 7 万 5 千人をピークに横ばいから減少に転じると予測され、人口減少社会の到来が目前となっています。15 歳未満の人口は平成 25 年には 9,589 人でしたが、平成 29 年には 9,431 人、平成 38（2026）年には 8,300 人に減少することが予測されています。一方、高齢者人口は平成 28 年には 2 万人を超え、今後も 2 万 1 千人程度を維持し、高齢化率は約 28%台が続くと予測されています。特に、75 歳以上の高齢者数が平成 29 年に約 1 万 1 千人に対し、平成 38（2026）年には約 1 万 3 千人に増加することが予測されています。
- ・ 本市の高齢化率は東京都においても高くなっており、介護予防の推進や介護サービスの充実が求められていることは言うまでもありません。加えて公営住宅が多いことや生活保護率が高いこと、核家族化・単身世帯化が進展していることを踏まえると、見守りや生活支援を必要とする人、経済的困難を抱える人への対応の充実が重要です。
- ・ 一方で、「第 3 次地域福祉計画」期間中（平成 21～29 年度）には、上記以外にも地域福祉に関係する諸制度において、様々な課題に対応した新しい動きが生まれています。子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の充実（子ども・子育て支援法、児童福祉法等）、虐待や差別の根絶（障害者虐待防止法、障害者差別解消法等）、生活困窮者への支援や自立の促進（生活困窮者自立支援法等）、権利擁護の推進（成年後見制度利用促進法等）、障害のある人の施設や病院から地域生活への移行の推進（障害者総合支援法等）、そして東日本大震災を契機とした災害時対応の充実などが求められるようになっていきます。
- ・ 地域の課題や必要な対応は様々な局面で語られますが、課題は単体ではなく複合的に生じているのが実態であり、解決には一面的な対応では本当の解決に結びつかないことが多々あります。地域福祉の推進にあたっては、地域に存在する多様で複合的な地域生活課題を、自助・互助・共助・公助の考え方のもとに、協働・連携して解決していく姿勢が求められているといえます。

■課題解決のキーワードは「我が事・丸ごと」の地域づくり

- 平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、福祉分野において、地域のあらゆる住民が役割を持ち、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスのさらなる充実を図りつつ暮らすことのできる「地域共生社会」を目指すことがかけられました。
- 「地域共生社会」の実現に向けては、平成 28 年 7 月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が平成 29 年 9 月に『最終とりまとめ』を公表しました。そこでは、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置づけています。
- 「我が事・丸ごと」の「我が事」は、住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を解決するためには、公的サービスのさらなる充実とともに、課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが解決に向けた取り組みの担い手となって支え合い・助け合いを展開していくことが必要であり、これはだれもが安心して暮らせる地域づくりに欠かせない視点であるということの意味しています。
- また、「丸ごと」は、多様で複合的な生活課題を解決するためには、状況に応じた総合的なサービス提供体制の構築が重要であるという意味が込められています。公的サービスを総合的に提供するという狭い視点ではなく、公的サービスと地域住民等との協働も視野に入れた地域における支援体制づくりととらえることができます。
- 既述の『最終とりまとめ』においては、「我が事・丸ごと」の考え方を実現するため、市町村は以下の包括的な支援体制づくりに努めることを規定しています。
 - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

■新しい「地域福祉計画」の策定に向けて

- ・ 清瀬市では、平成 21 年 3 月に「第 3 次地域福祉計画」※を策定して、すべての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉の推進に取り組んできました。
- ・ 「第 3 次地域福祉計画」は平成 29 年度で終了となることから、社会経済情勢、市民ニーズなどを踏まえつつ、平成 30（2018）年度以降の地域福祉推進の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして、「第 4 次清瀬市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。
- ・ また、「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進等に向けて、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域福祉計画を福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけるなど、地域福祉計画の重要性がより明確に示されました。本計画は地域福祉に課せられた新しい視点も踏まえつつ、本市における地域福祉を推進する計画として策定されるものです。

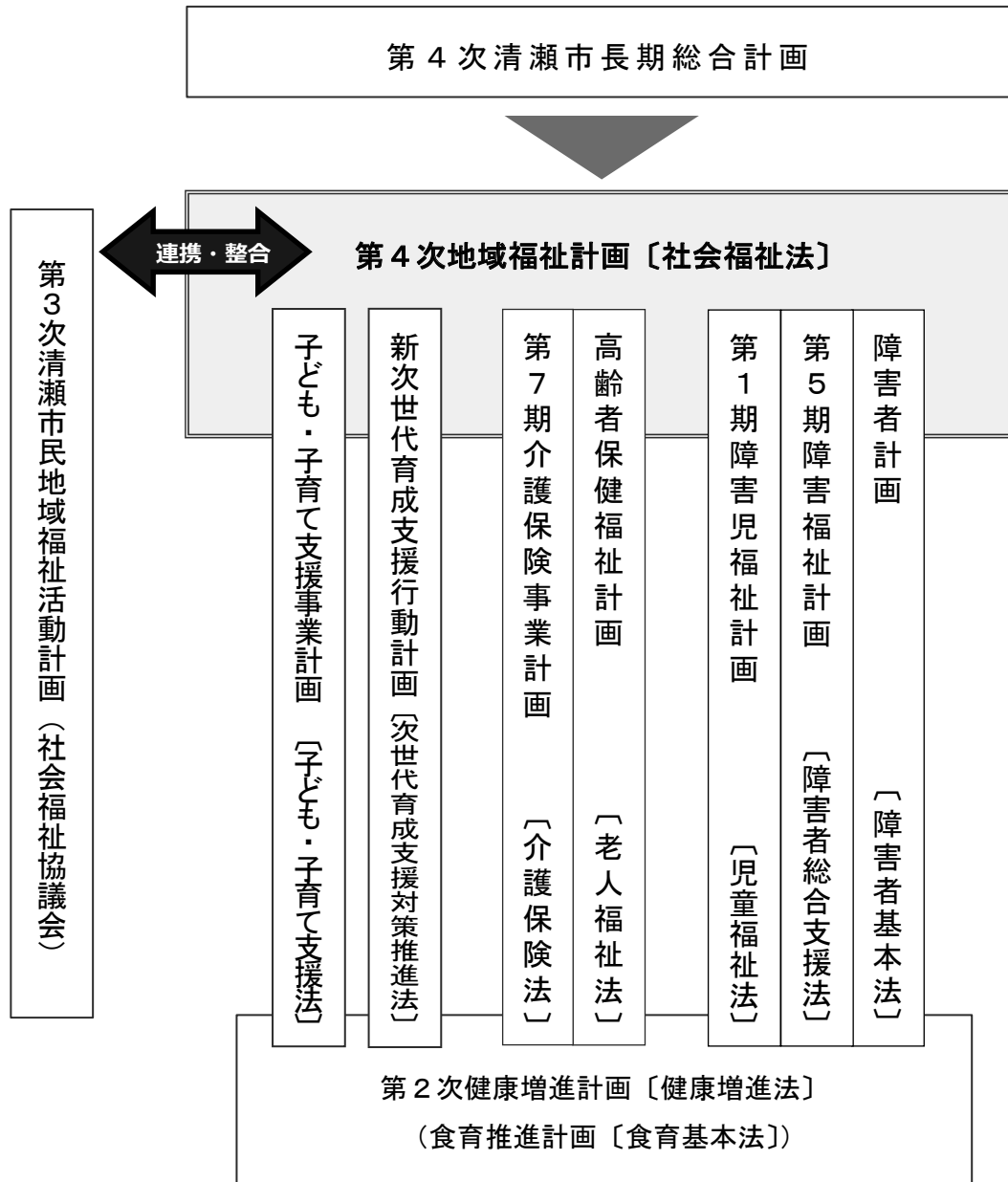
※「第 3 次地域福祉計画」は、「清瀬市保健福祉総合計画」の中に位置づけられて作成されています。



2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

地域福祉計画の位置づけ



■ 「地域福祉計画」の法的位置づけ

- ・ 本計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」にあたる計画です。
- ・ 市のまちづくりを進める指針となる「第4次清瀬市長期総合計画」との整合を図

りつつ、市の保健福祉関連計画の共通的事項について定めるとともに、市民の地域福祉活動を推進する「第3次清瀬市民地域福祉活動計画」（清瀬市社会福祉協議会策定）とも連携・整合を図る計画として位置づけられます。

東京都地域福祉支援計画（平成29年度策定）

社会福祉法第108条の「都道府県地域福祉支援計画」にあたる計画です。東京都における高齢者、障害者、子ども・子育て等の福祉の推進に関し、共通する考え方や施策の方向性を提示し、区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針を定めています。

コ ラ ム

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

- ・「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉」と「公的機関による地域生活支援」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための理念と仕組みをつくる計画です。
- ・「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間の福祉団体である社会福祉協議会が策定するものであり、本市では清瀬市社会福祉協議会が、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをもとに、地域の多様な主体と相互協力して進めていく計画です。「地域福祉計画」とは両輪の関係となります。

(2) 計画の期間

- 本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 38（2026）年度までの 9 年間です。最終年の平成 38（2026）年には、次期計画策定に向けた改定作業に取り組みます。

第4次清瀬市地域福祉計画の計画期間

H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025	H38 2026	H39 2027
第3次	第4次清瀬市地域福祉計画									第5次

市の他計画及び計画期間

計 画		計 画 期 間
市	第4次清瀬市長期総合計画	平成 28～37 年度（10 年間） 2016～2025 年度
地 域	第4次地域福祉計画	平成 30～38 年度（9 年間） 2018～2026 年度
子ども	新次世代育成支援行動計画	平成 29～31 年度（3 年間） 2017～2019 年度
	子ども・子育て支援事業計画	平成 27～31 年度（5 年間） 2015～2019 年度
障害児・者	障害者計画	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
	第5期障害福祉計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
	第1期障害児福祉計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
高齢者	高齢者保健福祉計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
	第7期介護保険事業計画	平成 30～32 年度（3 年間） 2018～2020 年度
健 康	第2次健康増進計画 （食育推進計画）	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
	第2期データヘルス計画	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
	第3期特定健康診査等実施計画	平成 30～35 年度（6 年間） 2018～2023 年度
社会福祉協議会	第3次清瀬市民地域福祉活動計画	平成 28～33 年度（6 年間） 2016～2021 年度

3. 計画の推進と評価

- 本計画の進捗状況及び評価については、学識経験者や福祉・保健・医療関係機関・諸団体、公募の市民委員等からなる委員会において、PDCAサイクルによる分析・評価を行い、結果を公表します。また、清瀬市長期総合計画の中にある主要事業についても、行政評価を行います。これらの結果を踏まえ、必要があるときは計画の見直しを行い、施策等の充実に努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



Plan (計画)	地域福祉をどのように進めていくか計画を立て、その方法や方策等を定めます。
Do (実行)	計画の内容を踏まえ、市民、関係機関、社会福祉協議会、市で協働して事業を実施します。
Check (評価)	1年に1回、その施策・事業の実施状況の整理や達成状況を把握し、計画の評価と進行管理を行います。 その結果について学識経験者や福祉・保健・医療関係機関・諸団体、公募の市民委員等からなる委員会の意見を聴くとともに、市民にわかりやすい形で公表します。
Action (改善)	評価等の結果を踏まえ、必要があるときは、計画の見直し等を実施します。

第2章

清瀬市の地域福祉を 取り巻く現状と課題

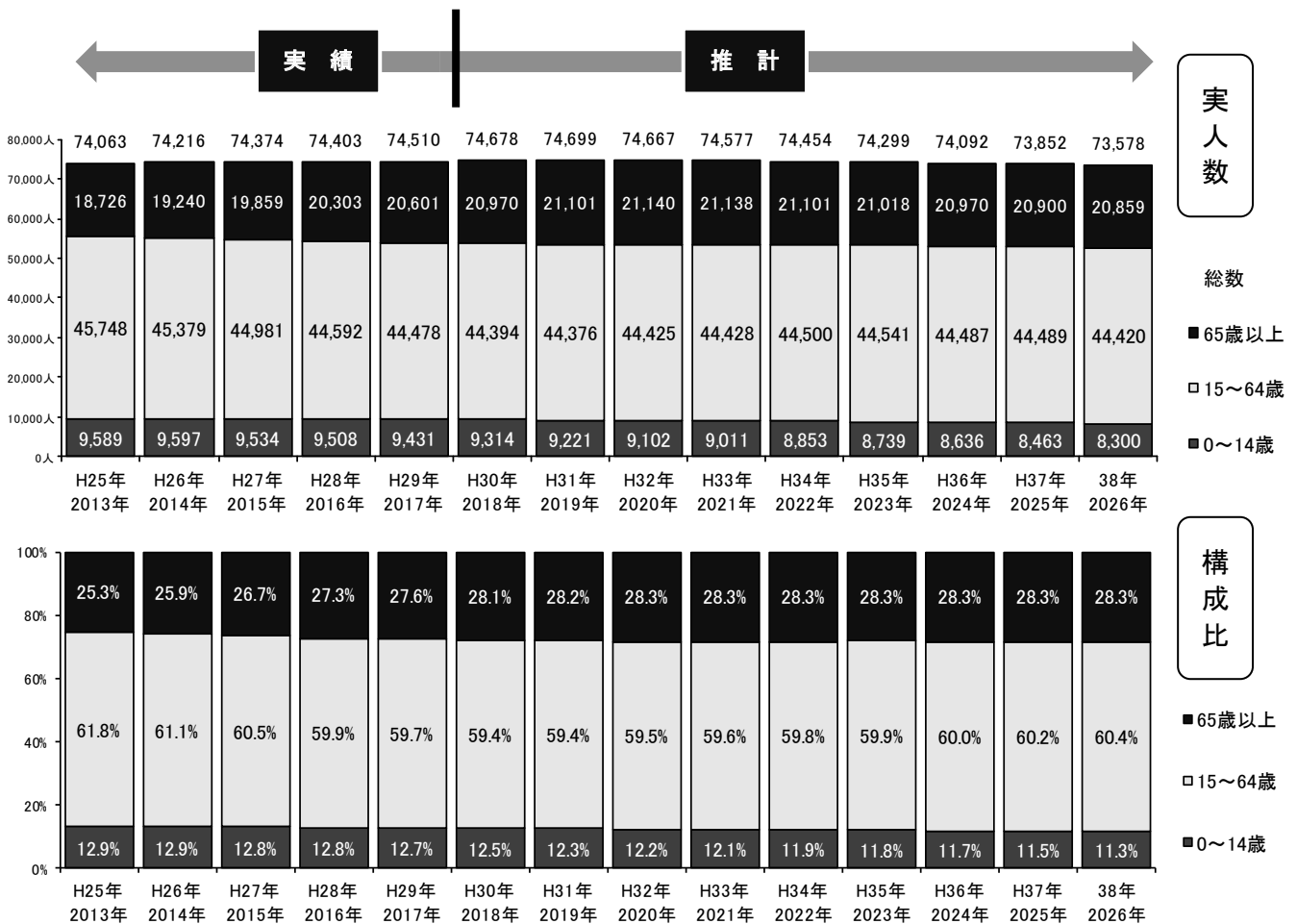
第2章では、清瀬市の人口の状況、平成28年度に実施した市民へのアンケート調査等を検証し、第4次清瀬市地域福祉計画の施策展開に向けた課題を整理します。

1. 人口と世帯

(1) 人口の推移・推計

- ・本市の人口は微増の傾向にありましたが、推計によると平成 31（2019）年の約 7 万 5 千人をピークに横ばいから減少に転じると予測されており、今後は人口減少社会に対応する視点が重要になります。
- ・一方で、65 歳以上の高齢者人口は平成 28 年には 2 万人を超え、今後も 2 万 1 千人程度を維持し、高齢化率は 28% 台が続くと予測されています。
- ・0～14 歳の年少人口は 9 千人台で推移してきましたが、今後は 9 千人を下回り、減少が続くと予測されています。年少人口の比率も 12% 台から 11% 台へと減少が見込まれています。

年齢階層別人口の推移・推計

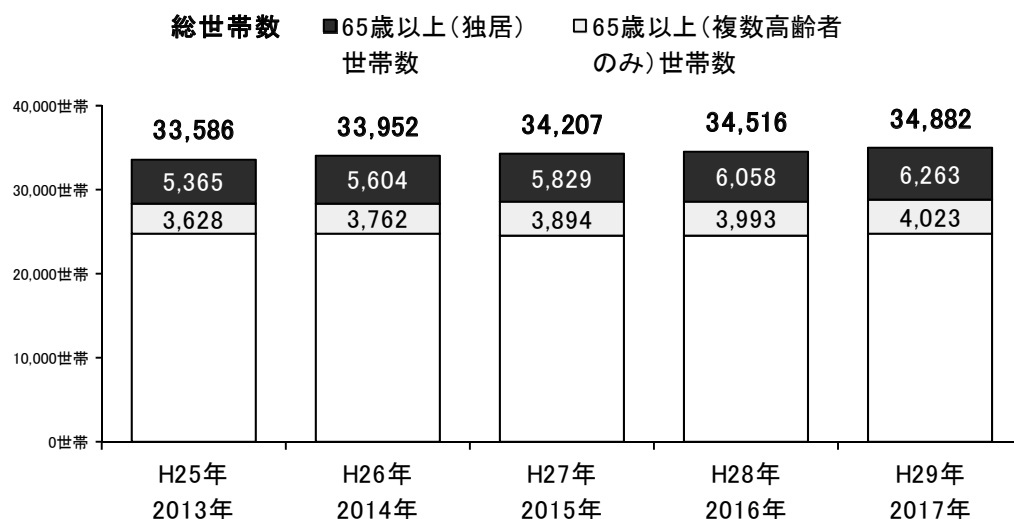


※実績値は市の統計資料、推計値は平成 27 年度実施の市の推計資料より
 ※実績値、推計値ともに各年 1 月 1 日現在（外国人住民を含む）

(2) 世帯の推移

- ・ 本市の総世帯数は、平成 25 年の 33,586 世帯から平成 29 年には 34,882 世帯となり、増加の傾向にあります。
- ・ 同様に、65 歳以上（独居）世帯、65 歳以上（複数高齢者のみ）世帯も年々増加しており、平成 25 年と平成 29 年を比べると、65 歳以上（独居）世帯は 898 世帯、65 歳以上（複数高齢者のみ）世帯は 395 世帯の増加であり、65 歳以上（独居）世帯の増加が大きいことがわかります。
- ・ 人口が減少している一方で、世帯が増加しているということは、一世帯当たりの人員が減少し、世帯の規模が小さくなっていることを意味しています。

世帯の推移



	H25年 2013年	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年
総世帯数 (世帯)	33,586	33,952	34,207	34,516	34,882
65歳以上 (独居) 世帯数 (世帯)	5,365	5,604	5,829	6,058	6,263
総世帯数に 65歳以上 (独居) 世帯数の占める割合	16.0%	16.5%	17.0%	17.6%	18.0%
65歳以上 (複数高齢者のみ) 世帯数 (世帯)	3,628	3,762	3,894	3,993	4,023
総世帯数に 65歳以上 (複数高齢者のみ) 世帯数の占める割合	10.8%	11.1%	11.4%	11.6%	11.5%

※総世帯数：清瀬市「月別町丁別人口及び世帯数」（各年 4 月 1 日現在）

※65 歳以上世帯数：清瀬市地域包括支援センター「地域別高齢者数一覧」（各年 4 月 1 日現在）

2. 市民等が感じている地域の福祉問題

- ・ 以下は、「清瀬市地域福祉計画策定に向けた調査」（平成 29 年 3 月）、地域福祉計画策定委員会において委員から出された地域の福祉問題をキーワードごとにまとめています。

どこに相談すればよいのか

- ◆ 相談窓口はどこなのかわからない
- ◆ だれに相談すればよいのかわからない
- ◆ 必要な人に情報が届いてない

地域のつながりがない

- ◆ 近所づきあいがいいない
- ◆ 互いの事をよく理解していない
- ◆ 引っ越してきても、町会・自治会への誘いがいいない
- ◆ 日常的な助け合いについては意識が低い

支援が届かない人がいる

- ◆ 支援を拒否する人をどうしたらよいか
- ◆ 声をあげられない人がいる
- ◆ 複合的なニーズを抱える世帯が増えている

生活に困窮している人が増加

- ◆ 経済的に厳しい人が増えている
- ◆ 生活保護や失業者の割合が高い

見守りや手助けの必要な人がいる

- ◆ 青年・成人期以降の発達障害の人が増えている
- ◆ 障害者の就労先や生活の場が少ない
- ◆ ひとり暮らしや高齢の家庭は、夜間などの病状急変が心配
- ◆ 独居または夫婦だけの高齢者が増えている
- ◆ 不登校やひきこもりの子どもたちへの支援が十分でない
- ◆ 放課後の子どもたちの居場所がほしい
- ◆ ひとり親世帯が増えている、支援が十分でない

災害時の助け合いの仕組み

- ◆ 災害の時、どこのだれに支援が必要なのかがわからない
- ◆ 防災等の非日常時の助け合いを必要としている
- ◆ 災害時の助け合いは、男性も関心を持っている人がいる

課題が見えにくくなっている

- ◆ 深刻になってから問題が持ちこまれる
- ◆ 地域の課題を発見する仕組みが必要だ
- ◆ 市民自身が支援が必要な人を発見する仕組みも大切

交流（の場）が必要だ

- ◆ 家に閉じこもっている人（特に男性）が多くなっている
- ◆ 高齢者がひきこもりにならないように、気楽に集まれるような場所がほしい
- ◆ 高齢者が無料で話し合える（楽しめる）場が少ない

ボランティアや市民活動が広がらない

- ◆ 男性の参加が少ない
- ◆ ボランティアをしたい人と受けたい人のマッチングの工夫
- ◆ 活動への参加の意識は高いが参加には結びついていない
- ◆ 活動に参加している人々は固定化し高齢化

連携の仕組みが欲しい

- ◆ 色々な力をもった人・団体の力をつなぎ切れていない
- ◆ 多くのグループが活動しているが連携ができない
- ◆ 自治会・町内会とボランティア・社会貢献活動団体との連携ができていない
- ◆ 分野別の専門職の連携の問題

人材育成は重要課題

- ◆ ボランティア活動、市民活動の人材が不足している
- ◆ 地域を耕し、活動を推進するコーディネーターが必要
- ◆ 専門職の人材不足も深刻化

さらなるバリアフリーを

- ◆ 交通の便が悪いので、市の循環バス等あると高齢者の方が移動しやすい
- ◆ 歩道が狭いため、車いす等が通りにくい
- ◆ 駅にエスカレーターがない
- ◆ 危険な歩道（路側帯）が多い
- ◆ 弱者（子どもや障害者）への交通安全への配慮が十分でない

3. 清瀬市の地域福祉を取り巻く課題の整理

(1) 身近な地域の支え合いの仕組みづくり

- ・ 住民同士のつながりが大切だという意見が多い一方で、自治会・町会の加入率は伸びず、また、日常的な近所づきあいが広がっている状況はみられません。
- ・ どこにどんな人が住んでいるのか、どのような支援が必要な人がいるのかなどの課題も見えにくく、災害時の不安、困ったときに頼れる人がいないなどの課題がみられます。
- ・ 自治会・町会などの既存の仕組みばかりでなく、身近な交流の場などを通じて無関心を解消し、お互いに協力して身近な地域で助け合い、課題を解決していく意識や体制づくりに取り組む必要があります。
- ・ 災害時の不安は市民が共通して持つ課題であり、いざというときや災害時に助け合うことの重要性は多くの市民が認識しています。
- ・ しかし、日常的なつながりが希薄化している中、住民同士の助け合いが災害時にだけ機能するとは考えにくく、日ごろからのつながりが非常に重要です。
- ・ 行政や公的機関が災害時に役割を果たすことはもちろんですが、自主防災組織を広げるなど、市民が助け合う体制づくりを構築することが求められています。

(2) 地域の中で埋もれがちな生活問題への対応の充実

- ・ ひとり暮らし、介護等が必要な人、見守りが必要な高齢者や子ども、生活困窮、精神障害や発達障害、ひきこもりなどの支援が必要な人が増えてきています。
- ・ 一方で、支援に対する拒否的な態度や自ら課題を発信する力を持たない人がいるばかりか、課題が複合的となり、地域のつながりもないことからより一層深刻さを見えにくくしている場合があります。
- ・ 市民・関係団体・市が連携して発見や解決にあたったり、アウトリーチ（問題が起こってからではなく、課題などを抱える人のもとに出向いて支援等を行うこと）の手法で課題の解決を進めるなどの取り組みが求められます。

(3) 複合的な問題に対応する支援の仕組みづくり

- ・ 現在、様々な情報が発信され、多様な手段で入手することができますが、必要

な人に必要な情報が届いていない、情報が多すぎて混乱するなどの状況が生じています。

- ・ また、市民からは、どこに相談したらよいかわからないなどの意見も出されました。相談についても多様な相談方法・相談場所があるものの、必要な人ほど自らアプローチできない、どうしたらよいかわからないなどの状況に陥りやすいという課題があります。
- ・ 総合相談体制のあり方などを検討し、だれにでも情報や相談にアクセスできる仕組みをつくる必要があります。

(4) 地域福祉の担い手の育成・確保

- ・ 仕組みや制度があっても活動や事業を担う人がいなければ、活動や事業の推進にはつながりません。
- ・ 人口減少社会の到来や高齢化の進展により、地域活動においても、介護等のサービスの提供においても、人材の発見、育成・確保は大きな課題になっています。
- ・ とりわけ身近な地域の助け合いやボランティア・市民活動については、活動者が固定化・高齢化している、参加の意欲はあっても後押しがなく参加していない、男性と女性、年齢層により参加意識に違いがあるといった課題があり、この壁を打破することが活動活性化の鍵になると考えられます。
- ・ 地域における福祉教育の展開、福祉意識の醸成に継続的に取り組むとともに、活動や事業を担う人材の発見、育成・確保のあり方を検討する必要があります。

(5) 安心して地域生活を送るための環境づくり

- ・ 複雑な生活課題を抱え、日常においても支援を必要とする人が増える現状では、これらの人たちが安心して地域生活を送るための環境づくりが重要であり、見守りや日常生活の支援はもとより、こうした人々の権利を守る仕組みを深化させ機能させていかななくてはなりません。
- ・ また、調査や委員会においては「バリアフリー」というキーワードも多く出されました。道路や公共交通機関などのバリアフリー化を一層推進して、だれもが安全に暮らせるまちづくりを進める視点が重要です。

第3章

基本理念と計画の枠組み

第3章では、第4次清瀬市地域福祉計画における計画の基本理念や施策展開の考え方、基本目標、施策の体系など基本的事項を定めます。

1. 基本理念



福祉でつなごう 人・まち・地域

人と人を結び すべての人に寄り添うまちづくり

- ・ 本計画では、「福祉でつなごう 人・まち・地域 ～人と人を結び すべての人に寄り添うまちづくり～」を基本理念とします。この基本理念には、“地域福祉を進めるためには、つながることが重要”という意味が込められています。
- ・ 福祉でまちづくりは、福祉でいろいろな分野がつなり、地域住民だけでなく、地域にかかわるすべての人たちでまちをつくっていくという要素があります。



2. 施策展開の方向性

(1) 地域の支え合い（地域共生社会）の実現

- ・ 本計画は、少子高齢化に対応するための施策である「地域包括ケアシステム」の考えを軸に、「すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる」全世代・全対象型地域包括支援体制を目指す道標となる計画です。
- ・ 本市では、「福祉で人・まち・地域がつながる」ことにより、高齢者や障害者、子育て世帯、生活困窮者等、だれもが住み慣れた地域でお互いに支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる、地域共生社会の形成を目指しています。
- ・ 「福祉でまちづくり」とは、福祉がまちの活性化につながるという考え方です。このことを次の3つの取り組みで実現していこうと考えています。

①他人事が我が事になるような意識づくり

- ・ 支え合いの仕組みづくりを通して、住民の交流拠点や機会づくりを進めます。また、自治会・町会組織等の自治組織が市内全域で形成される仕組みづくりを進めます。

②暮らしと仕事を丸ごと支える

- ・ 介護や障害、子育て等の相談から、住まい、仕事、家計等の世帯全体の課題が把握された場合には、関連する機関が協力して、世帯全体の課題解決に向けて支援します。

③福祉でまちづくり

- ・ 介護保険や福祉サービスを受給した結果、それまでできていたことができなくなるケースがあります。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれの力を活用しながら役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できることで、市民がいきいきと生活し、まちが活性化する仕組みを目指します。
- ・ 特に、高齢等になっても、賃金を得られたり、やりがいを感じる仕組みを、地域の農工商業者とも協力しながらつくりまします。

(2) 相談窓口について

- ・ 相談窓口については、制度ごとの窓口を設置する考え方と、ワンストップの窓口を設置する考え方があります。当市では、相談内容に応じて相談窓口が相互に連携することで、総合的な窓口として機能することを目指しています。
- ・ また、新市庁舎建設時には、庁舎内に分散している高齢、障害、生活福祉の窓口をワンフロアに集約することで、連携がより図りやすいように進めます。

(3) 圏域・区域の考え方について

- ・ 同一小学校での経験は、子どもだけでなく、学校行事を通じて親のつながりもつくることから、小・中学校区を基本的な地域づくりの圏域単位として捉えることができますが、市内では、各制度によって圏域・区域が異なります。また、人口増減による小学校再編の影響で小学校区が変動している現状があります。
- ・ 地域づくりを行っていくためには、小学校区、あるいは小学校区を複数組み合わせた区域を地域づくりの区域と設定し、本計画の期間中に、区域ごとに地域づくりの充実を図っていくこと目指します（26 ページ参照）。



3. 計画の枠組み

基本方針	施策の柱	施策の方向性
<p>基本方針1</p> <p>人を育てる</p> <p>29 ページ～</p>	<p>施策の柱1</p> <p>支え合い・助け合いの心を育む</p>	<p>【1】福祉教育の推進 重点</p> <p>【2】多世代による支え合いの地域づくり</p>
<p>基本方針2</p> <p>地域を育てる</p> <p>35 ページ～</p>	<p>施策の柱2</p> <p>地域福祉を推進する人を育てる</p>	<p>【3】生活支援コーディネーターの充実</p> <p>【4】人材の育成支援</p>
<p>基本方針3</p> <p>地域生活を支える</p> <p>40 ページ～</p>	<p>施策の柱3</p> <p>地域のつながりをつくる</p>	<p>【5】地域単位の自治組織の形成促進</p> <p>【6】サロン等の居場所、交流の場の拡大</p> <p>【7】市民活動の活性化</p>
<p>基本方針3</p> <p>地域生活を支える</p> <p>40 ページ～</p>	<p>施策の柱4</p> <p>安心して暮らせるまちをつくる</p>	<p>【8】災害時の助け合いの仕組みづくり</p> <p>【9】ユニバーサルデザインのまちづくり</p>
<p>基本方針3</p> <p>地域生活を支える</p> <p>40 ページ～</p>	<p>施策の柱5</p> <p>適切なサービス利用につながる仕組みをつくる</p>	<p>【10】相談体制の相互連携の推進・充実 重点</p> <p>【11】権利擁護の推進</p> <p>【12】支え合いの仕組みづくり 重点</p> <p>【13】分野横断的な福祉サービス等の展開</p>
<p>基本方針3</p> <p>地域生活を支える</p> <p>40 ページ～</p>	<p>施策の柱6</p> <p>支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる</p>	<p>【14】小地域での住民組織の立ち上げ支援 重点</p> <p>【15】地域による見守り体制づくり</p> <p>【16】社会資源活用の体制整備</p> <p>【17】専門職のネットワークづくり</p>

具体的な取り組み

- 1.福祉の理解、ボランティア学習の推進
- 2.福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成

- 3.地域で支え合う地域福祉の推進
- 4.お互いに助け合う仕組みへの支援

- 5.生活支援コーディネーターの活動推進
- 6.地域福祉コーディネーターとの連携

- 7.福祉にかかわる人材の育成・支援
- 8.地域活動の担い手の発掘・育成
- 9.大学との連携

- 10.自治会・町会等による地域コミュニティ活動の支援
- 11.小学校単位の地域コミュニティ活動の支援

- 12.地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり
- 13.サロン情報の提供、サロン活動団体のネットワークづくり

- 14.ボランティア、NPO 法人等の育成・支援
- 15.市民活動団体の活動活性化

- 16.地域の自主防災組織化の推進
- 17.福祉避難所連絡会の開催
- 18.避難行動要支援者登録制度の普及推進

- 19.公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

- 20.包括的な相談支援体制
- 21.生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 22.地域福祉権利擁護事業の充実
- 23.権利擁護事業を推進する市民人材の育成
- 24.成年後見制度の充実・推進
- 25.虐待の防止と保護

- 26.生活支援体制整備事業の推進
- 27.地域住民の参加による地域連携
- 28.支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）の設置・開催

- 29.分野横断的な福祉サービス等の展開

- 30.地域福祉活動の推進
- 31.地域で顔見知りになる機会づくり
- 32.住民に身近な圏域である小地域での協議

- 33.地域住民による見守り支援体制の推進
- 34.防災・防犯対策の充実・強化

- 35.人材及びノウハウ等の活用
- 36.空き家等の活用

- 37.医療・介護のネットワークの推進
- 38.社会福祉法人のネットワークの充実
- 39.制度の狭間の課題解決

4. 地域福祉における4つの層 ～圏域・区域の考え方について～

- ・ 地域の暮らしにおけるニーズが多様化する中、市民の支え合いが効果的な問題解決につながる「互助」を進めることが、地域福祉の重要なポイントとなります。
- ・ 福祉活動は、市全域の取り組みとともに、一定のエリア（小地域）ごとに行われる取り組みを広めていくことにより、柔軟で細やかな支え合いにつながります。
- ・ 市民に身近な隣近所や自治会・町会などの活動から、市全域の活動まで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど福祉の支援を必要とする人を重層的に支える地域づくりを進めます。

生涯を通じて支え合いが必要な様々なこと

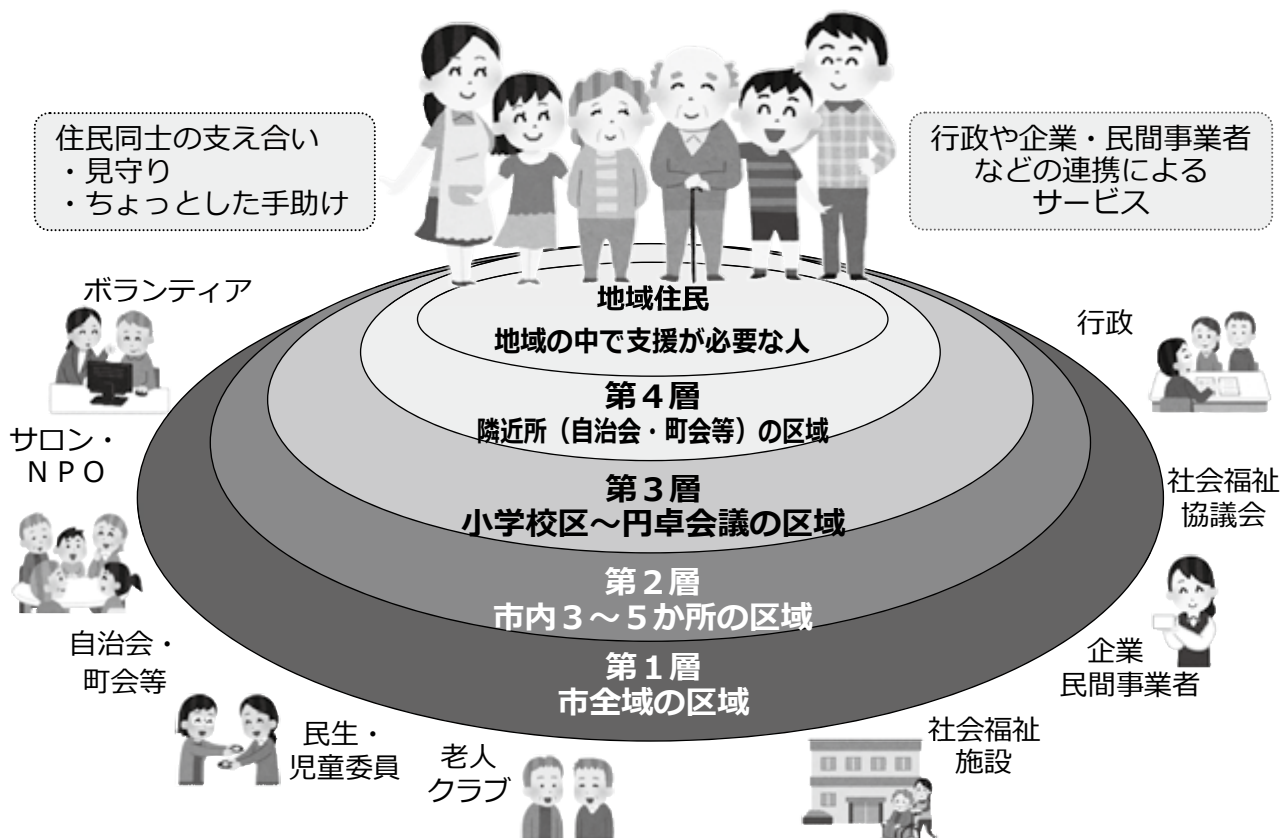
例えば・・・

介護

子育て

災害

様々な困難



第4章

地域福祉推進に向けた取り組み

第4章では、基本理念を実現するために、計画の枠組みに基づいて、どのような事業や活動を推進するかを記載しています。

■方向性1～17

- ・「基本方針」により実施する施策をどのように進めるのかを記載しています。

■取組1～39

- ・方向性に基づき、主に取り組む内容を記載しています。

■市・関係機関の役割と市民の取り組み例

- ・具体的取り組みの実現に向けて、「市」、社会福祉協議会や福祉サービスを行う事業者の「関係機関」、隣近所・地域団体や個人等の「市民」に期待される取り組み例を記載しています。
- ・「市・関係機関・市民」が地域の課題を共有し、相互に補いつつ地域福祉を推進していくことが大切です。

基本方針 1

人を育てる

施策の柱 1 支え合い・助け合いの心を育む

【方向性 1】福祉教育の推進 **重点**

市民の主体的な福祉の学び、理解を深める取り組みを支援し、地域福祉を推進する人づくりを推進します。

取組 1：福祉の理解、ボランティア学習の推進

- 小・中学校における福祉教育、ボランティア活動を通じた理解の促進や活動の普及啓発を図ります。
- 社会教育や学校内外の教育・学習の中で、障害や認知症、地域社会への参加、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供します。

取組 2：福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成

- 赤ちゃんのチカラプロジェクト、福祉施設訪問、認知症サポーター養成講座等の体験の場を提供していきます。

【方向性 2】多世代による支え合いの地域づくり

異なる世代や立場を超えた理解を深め、支え合い・助け合いの地域づくりを推進します。

取組 3：地域で支え合う地域福祉の推進

- ふれあい協力員、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、市民が連携しやすい環境づくりに努めます。

取組 4：お互いに助け合う仕組みへの支援

- 一般市民が地域単位で開催する福祉のまちづくり懇談会、コミュニティはぐくみ円卓会議、支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）等に参加し、意見交換を通じて、福祉課題の共有・把握をすることで助け合いの環境づくりを図ります。

■市・関係機関の役割と市民の取り組み例

市	<ul style="list-style-type: none">・学校、社会教育、地域団体、福祉活動団体、社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会等と連携した福祉教育の推進を図ります。・市民や関係機関が意見交換をしたり、市が加わりながら連携しやすい環境づくりに取り組みます。
関係機関	<ul style="list-style-type: none">・福祉教育の機会や多世代の交流の場をつくれます。・高齢者や障害のある人が参加しやすい活動の展開に努めます。・ボランティア体験などの場の提供に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none">・地域や団体の行事、学習の場などに積極的に参加・協力する。・様々な人との交流などを通じて福祉への理解、地域の課題を発見・共有する。

地域の取り組みの紹介

わかばキャラバン_清瀬わかば会

毎年、小学校訪問をしています。
法人の活動紹介、テーマソングの全体合唱、当事者からのスピーチ、ダンスでの交流等を通じて、近隣地域で暮らし働いている障害児・者の現状を知ってもらい、相互に理解を深めていくことを目的として取り組んでいます。



地域の取り組みの紹介

赤ちゃんの千カラプロジェクト

小中学校に出前講座で行きます。赤ちゃんの成長を学び、人形で抱っここの練習をした後、実際に赤ちゃんとおふれあいます。

目の前の赤ちゃんに戸惑う生徒さんもありますが、少し慣れると赤ちゃんに笑顔になってもらおうとあやしたり、小さい足に触れてみたり。

ママやパパとの会話も和みます。帰りは名残惜しく bye-bye しています。



【方向性 3】生活支援コーディネーターの充実

高齢者等の生活支援や介護予防の取り組みを推進するため、地域における支え合いの仕組みづくりを進める生活支援コーディネーターの充実を図ります。

生活支援コーディネーターは、地域の中で支援が必要な人や地域の課題を発見し、支え合いや公的なサービスにつなぎ、具体的な解決へ導く役割を担っていきます。社会福祉協議会とともに地域福祉コーディネーターと連携を図りながら地域づくりに取り組んでいきます。

取組 5：生活支援コーディネーターの活動推進

- 第 1 層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に、第 2 層生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置して、生活支援コーディネーターによる地域資源の把握・支え合いの体制づくりを推進します。

取組 6：地域福祉コーディネーターとの連携

- 多様な相談支援に対応するとともに、必要な支援につなぐことによるネットワーク強化を図り、関係団体との相互連携、課題解決に向けたコーディネート機能への支援を行います。

ことばの解説

生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーター

生活支援コーディネーターは、支え合いの仕組みをつくる専門職。地域の力を活かしながら、主に高齢者の生活支援や介護予防につながる活動の場や担い手づくりに取り組みます。

地域福祉コーディネーターは、支援が行き届いていない人の個別支援や地域課題にかかわる専門職。必要な支援につないだり、課題解決に向けて、新しい活動づくりや協力体制づくりにかかわります。

役割や対象に多少の違いはありますが、いずれのコーディネーターも多くの人が暮らしやすくなるよう、地域の力をつなぎ・高めていく役割を果たしていきます。

【方向性 4】 人材の育成支援

地域福祉推進を支え、地域のリーダーとなる人材を育成します。

取組 7：福祉にかかわる人材の育成・支援

- 社会福祉法人や NPO 法人等と連携し、地域生活課題の学習や研修機会を提供することで、人材の育成を支援します。

取組 8：地域活動の担い手の発掘・育成

- 社会福祉協議会と連携・協力し、地域でのネットワークづくりを進めるとともに、地域活動の担い手等の人材育成に取り組んでいきます。

取組 9：大学との連携

- 多くの若い世代の地域参加や福祉人材の育成を推進します。
- 市内 3 大学との連携を図り、多くの学生が清瀬の福祉の担い手となるよう、学生が地域医療・地域福祉の活動に参加するきっかけをつくります。
- 市内 3 大学と相互の資源を活用し、福祉、健康、教育、環境、防災、その他の分野において個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりを目指します。

地域の取り組みの紹介

福祉の人材育成 清瀬わかば会

平成 20 年度から東京都障害者（児）移動支援従業者養成講座を開始しました。これまでに 400 名を超える修了者を輩出しました。

この養成講座を修了した方々から、実際に「ガイドヘルパー」として、障害のある方々の余暇支援をはじめとする「移動支援事業」や、障害者施設の職員として、日々障害のある方々の生活支援に関わる方が多数おります。



■市・関係機関の役割と市民の取り組み例

<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進を担う人材が活躍する制度の普及とともに、人材の定着の支援、質の向上の支援に取り組みます。 ・市内の大学と連携し、学生が地域活動に参加するきっかけづくりに取り組みます。
<p>関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進を担う人材の育成、育成支援を行います。 ・地域福祉推進を担う人材の知識・実践的な技能の向上に向けた研修等を実施（協力）します。 ・医療や福祉の担い手となる学生を受け入れ、地域医療・福祉活動に巻き込みます。
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を発見し、地域福祉を推進する専門職や機関につなげる。 ・市民一人ひとりが、自身の持っている能力や技術を地域社会に活用する。

地域の取り組みの紹介

ボランティア講座 清瀬市社会福祉協議会

市民参加でたすけあいの輪を広げていくため、ボランティア講座や体験の場をつくっています。入門講座、夏の体験ボランティア、手話・音訳・点訳など障害をお持ちの方をサポートする講座のほか、助成金講座やチラシの作り方など活動団体を支援する取り組みも行っています。講座を受けた方が、実際のボランティアに参加したり、仲間とグループをつくったりと、取り組みが広がりをみせています。



基本方針 2

地域を育てる

施策の柱 3 地域のつながりをつくる

【方向性 5】地域単位の自治組織の形成促進

地域福祉を推進する身近な組織である自治会・町会の加入の促進、活動活性化の支援等を行います。

取組 10：自治会・町会等による地域コミュニティ活動の支援

- 自治会・町会、集合住宅における地域福祉活動の促進、地域で顔見知りになる機会づくりに努めます。

取組 11：小学校単位の地域コミュニティ活動の支援

- コミュニティはぐくみ円卓会議、地域づくりの会、学校避難所運営協議会、学校支援地域本部や生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（第 2 層）により、小学校単位を 1 つの地域として住民同士テーブルを囲みながら地域の課題を話し合い解決する場づくりを進めます。

地域の取り組みの紹介

チーム竹丘_竹丘自治会連合会

音楽を通じての住民の交流の場、春の「音楽フェスティバル」、住民の防災意識の向上を図る秋の「防災交流会」、年間を通して「防犯パトロール」、子どもの朝の通学路の見守りなどの活動を行って地域の活性化、会員相互の親睦等を図り、世代を超えて住みよい生活を営むことを目的として活動しています。



子ども囲碁教室

ここは竹丘にある「救世軍自省館」の一室。幼稚園児から80歳代まで様々な世代の方が、楽しそうに碁盤を囲んでいます。

放課後に囲碁をしたいという小学生の希望からこの活動が始まりました。囲碁を教える教室ですが、参加費はありません。コーチは皆さんボランティア。なんとといっても「80歳と5歳が囲碁でコミュニケーションできる」のが良いところだそうです。



【方向性 6】 サロン等の居場所、交流の場の拡大

地域で気軽に通えるサロン等の活動の活性化と拡大を支援し、世代間交流、地域交流ができる場の充実を図ります。

取組 12：地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり

- 地域で気軽に通えるサロン等の活動により、世代間交流、地域交流ができる場の充実を図ります。

取組 13：サロン情報の提供、サロン活動団体のネットワークづくり

- 地域のつながり、健康づくり、子育てサロン等を行う活動情報を分かりやすく提供することにより、地域福祉活動の担い手同士のつながり強化を図ります。
- 社会福祉協議会や支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）と連携し、サロン団体のネットワークづくりを目指します。

【方向性 7】 市民活動の活性化

ボランティア、NPO 法人等の活動支援・活性化を図り、市民の社会参加やつながりづくりを支援するとともに、支え合い・助け合いによる地域課題の解決につなげます。

取組 14：ボランティア、NPO 法人等の育成・支援

- 福祉サービスを提供する地域福祉活動団体や NPO 法人の育成支援を図るため、運営費の一部助成や活動場所の提供等の充実を図ります。

取組 15：市民活動団体の活動活性化

- 社会福祉協議会と連携し、活動に役立つ情報の収集・発信を行うとともに、市民活動やボランティア活動を支援します。
- 地域課題と市民活動等の取り組みをマッチングする仕組みづくり、幅広い世代が興味を持てるような情報発信を行います。

■市・関係機関の役割と市民の取り組み例

市	<ul style="list-style-type: none">・自治会・町会、サロン等の居場所や交流の場、ボランティアや NPO 法人に関する情報の提供、共有化をします。・これらの団体の活動が継続的に行われるよう、様々な面から活動を支援します。・これらの団体がつながる場・機会をつくるよう働きかけます。
関係機関	<ul style="list-style-type: none">・市民の活動をサポートしたり、サロンや活動の場づくりを行います。・これらの団体の活動に関する情報発信を行います・ネットワークへ参加し、定期的に情報交換・情報共有を行います。
市民	<ul style="list-style-type: none">・挨拶などを通して、隣近所などと日常的なかかわりをもち、コミュニケーションを図る。・隣近所の変化に気を配り、必要な場合は連絡、相談する。・自治会・町会、サロン等の居場所や交流の場、ボランティアや NPO 法人等に関心を持ち、参加・協力する。

【方向性 8】 災害時の助け合いの仕組みづくり

地域の自主防災組織化や避難行動要支援者に関する情報の把握を通じて、災害時の共助の仕組みを構築します。

取組 16：地域の自主防災組織化の推進

- 市民が災害時に適切な行動がとれるよう、市民協働による体制の整備や地域のネットワーク化を図ります。

取組 17：福祉避難所連絡会の開催

- 福祉避難所の運営に関し、関係機関と平常時より相互に連携・協力をして必要な体制を確立します。
- 災害発生時等に要配慮者の支援をスムーズに行うため、福祉避難所に関する情報を広く周知します。

取組 18：避難行動要支援者登録制度の普及推進

- 災害時に自力での避難が困難な方、または日常的に見守りや支援が必要な方の名簿を作成し、災害に備えた地域の互助体制を整えます。
- 避難行動要支援者登録制度及び個別支援計画作成の普及啓発を行います。

【方向性 9】ユニバーサルデザインのまちづくり

安心して快適に生活できるよう、市内のバリアフリー化やユニバーサルデザインの一層の推進に取り組みます。

取組 19：公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

- だれでもどこでも安心して快適に生活できるよう、公共施設等の整備にあたっては、あらゆる分野でバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。
- だれにでも利用しやすい歩行者空間の整備、交通手段の確保に努めます。
- まちづくり、まちの活性化の視点から、市民が外出しやすく、市の格が高まるまちづくりを進めます。

市・関係機関の役割と市民の取り組み例

市	<ul style="list-style-type: none">・災害時に対応できる地域力の向上を支援します。・災害時に福祉的支援を必要とする人をサポートする体制を整えます。・自治組織単位に、避難行動要支援者の登録説明会を開催し、災害時に市民が相互に支え合う仕組みづくりを進めます。・バリアフリーやユニバーサルデザインの重要性を発信するとともに、モデル的・先駆的取り組みを展開します。
関係機関	<ul style="list-style-type: none">・地域に声かけをして一緒に防災訓練の実施・参加に取り組みます。・いざというときの関係機関の役割や対応を協議・決定し、地域に発信します。・災害時の支え合いの基盤づくりを行います。・バリアフリーやユニバーサルデザインの重要性を共有し、改善に向けた取り組みを行います。
市民	<ul style="list-style-type: none">・日ごろから、災害時に備えた準備を行い、防災訓練に参加し、災害時に支援が必要な人の把握、声かけなどに取り組む。・高齢化の進展等により、日中災害が発生した場合、地域には若い世代が少ないため、住民同士が声かけし、災害時にもお互いに無事が確認できる仕組みに加入する。・まちの中の危険な場所や移動等が不便な場所に気づき、声かけや支援を行うとともに、危険箇所を発見したときは行政等へ通報する。

施策の柱5 適切なサービス利用につながる仕組みをつくる**【方向性10】相談体制の相互連携の推進・充実 **重点****

多機関協働による相談体制構築を推進し、だれもが必要なときに必要な支援につながる仕組みをつくりまします。

取組20：包括的な相談支援体制

- 市民にわかりやすい情報提供を図るとともに、気軽に相談できる相談窓口の充実を図ります。
- 各制度の窓口において、経済的困窮や世帯の課題が把握された場合、調整のための関係者会議を開催し、包括的な解決を目指します。また、同様な課題が他にも把握された場合、地域ケア会議等を活用し、地域での解決を図ります。
- 市民の社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合う、多機関協働による支援を行い、顔の見える関係づくりに努めます。

取組21：生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 地域において生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークの構築を図ります。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者を支援し、社会的、経済的な自立と生活向上を目指すために、自立相談支援事業や住居確保給付金の支援を実施します。
- 「貧困の連鎖」を断ち切る取り組みとして、生活保護を含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援を実施しています。また、生活困窮世帯の子どもへの高校進学に向け、学びの場の提供や養育相談を行うなど、子どもと保護者の双方を支援します。

【方向性 11】 権利擁護の推進

だれもが自立した、尊厳ある暮らしを送れるよう、権利擁護事業の普及啓発と事業の充実を推進します。

取組 22 : 地域福祉権利擁護事業の充実

- 軽度な認知症や障害等により、日常的に福祉サービスの利用手続きの代行や金銭管理の協力を必要としている市民が、在宅で暮らすためのお手伝いをする地域福祉権利擁護事業の充実を図ります。

取組 23 : 権利擁護事業を推進する市民人材の育成

- 親族や専門職以外の地域住民による地域福祉権利擁護事業の生活支援員・市民成年後見人の育成を図ります。

取組 24 : 成年後見制度の充実・推進

- 成年後見制度を必要としている市民が適切に利用できるよう、きよせ権利擁護センター「あいねっと」の相談支援機能の充実を図ります。また、市民成年後見人制度を推進するため、地域連携ネットワークの整備・運営を行う中核機関の立ち上げを検討します。
- 国において、平成 29 年に策定された「成年後見制度利用促進基本計画」の工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組みます。

取組 25 : 虐待の防止と保護

- 各制度の窓口において虐待が把握された場合、緊急性が高い場合には保護を行い、速やかに本人の擁護を行います。また、背景に、経済的困窮や世帯の課題の可能性がある場合、調整のための関係者会議を開催し、包括的な解決を目指します。

【方向性 12】 支え合いの仕組みづくり **重点**

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、行政、医療・介護・福祉の専門職だけでなく、ボランティア、民生・児童委員、NPO、民間企業等がお互いに連携すること、また、市民が助け合い、支え合う体制をつくりま

取組 26：生活支援体制整備事業の推進

- 地域資源及び生活ニーズの把握、生活支援サービス等の創出、担い手の養成、担い手が活動する場の確保、事業主体間の情報共有及び連携強化、地域支援ニーズと事業主体の活動のマッチングを通して、支え合いの体制づくりを推進します。
- 市では、第 1 層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に、第 2 層生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置して、身近な地域での支え合いを推進しています。

取組 27：地域住民の参加による地域連携

- みんなが参加し地域で課題を解決していくという地域力、福祉などの公的サービスと協働して、地域や市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる仕組みづくりを推進します。

取組 28：支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）の設置・開催

- 市内全域を対象とし既に設置している支え合うきよせ委員会（第 1 層 生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）に加え、各地域包括支援センターの単位に第 2 層の協議体を設置し、支え合いの活動づくりを推進します。
- 第 1 層、第 2 層の協議体は、地域の各団体・市民や生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりを推進します。

【方向性 13】 分野横断的な福祉サービス等の展開

国の動向を考慮しながら、各福祉サービスが分野横断的に福祉サービスを展開する仕組みを検討します。

取組 29：分野横断的な福祉サービス等の展開

- これまで、高齢や障害等、分野ごとにサービスが提供され、他分野の利用者にはサービスの利用ができませんでした。しかし、年齢の変化でこれまでなじんできたサービスが使えなくなることを防ぐため、分野横断的にサービスを使えるようにする動きがあります。
- また、担い手と受け手に分かれるのではなく、世代を混合したサービスを展開することで、担い手が支え手となることも期待されています。
- 今後、国の動向を考慮しながら、各福祉サービスが分野横断的に福祉サービスを展開する仕組みを検討します。

市・関係機関の役割と市民の取り組み例

市	<ul style="list-style-type: none">・相談窓口やサービスに関する情報提供を、分かりやすく継続的に実施します。・関係機関や市民との協働等により、地域のニーズや支援が必要な人の把握に努めます。・相談体制の構築や公的サービス等を整備・提供します。・関係機関や市民との協働の仕組みを構築します。
関係機関	<ul style="list-style-type: none">・困りごとを気軽に話せる場づくりに取り組みます。・支援が必要な人がいる場合は、相談や支援につなげます。・関係機関としての相談窓口の整備やサービス等の提供をします。
市民	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関するサービス等の情報の収集と理解に取り組む。・困りごとを気軽に話せるつながりをつくり、必要に応じて関係機関や市につなげる。・市民成年後見人など、自ら市民としてできる活動があれば、積極的に取り組む。

民生委員・児童委員 主任児童委員は何をする人？

- ・民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて、地域の中で援助を必要としている方の相談・支援をしているボランティアです。
- ・すべての「民生委員」は子どもに関わる問題を担当する「児童委員」を兼務しています。児童委員の中には子どもの問題を専門に支援する主任児童委員がいます。
- ・個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務づけられています。相談者の秘密は守られますので、安心して、お気軽にご相談ください。



地域の取り組みの紹介

支え合うきよせ委員会 (生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体)

生活支援・介護予防サービスを担う事業主体や生活支援コーディネーターが連携を図り、地域の支え合い体制づくりを推進できるように取り組んでいます。市民の皆さんへの取り組みの浸透を図るため、協議体の愛称を公募し、「支え合うきよせ委員会」としました。

また、市民向けフォーラム「みんなで創ろう ささえあえる街 きよせ」を開催し、地域のために何ができるのかワークショップ等を行いました。



生活相談支援センターをご存知ですか？

「仕事が決まらない」「仕事が長続きしない」「家計のやり繰りに困っている」「生活が安定していないが、何からどこへ相談していいかわからない」など、主に経済的な問題を抱えた方に対し、自立に向けた相談支援を行っています。高齢者や障害者といった縦割りではなく、一人ひとりにあった解決へのプランをともに考えます。

失業や離職などの経済的問題や生活していく上での様々な問題を抱えた方を対象とした無料相談窓口です。



【方向性 14】小地域での住民組織の立ち上げ支援 **重点**

身近な地域で住民や関係機関などで地域の課題を共有したり、課題解決に向けた主体的な活動をする小地域での住民組織の立ち上げを支援します。

取組 30 : 地域福祉活動の推進

- 通学時の子どもの交通安全や犯罪防止のため、保護者等と連携して、通学路での見守り活動・防犯パトロールを実施します。
- ご近所同士のあいさつや声かけ運動を広げていきます。

取組 31 : 地域で顔見知りになる機会づくり

- 地域のおまつりやイベント等を通じて交流できる機会や住民同士のつながりを促進します。

取組 32 : 住民に身近な圏域である小地域での協議

- 各地域の福祉課題等を行政と地域の方で一緒に共有・把握し考えていく懇談会等を開催します。
- 社会的孤立により支援が必要な方を支えたり、地域の中で就労や社会参加を目指した支援の仕組みづくりを推進します。

【方向性 15】 地域による見守り体制づくり

支援等が必要な人を早期に把握して、つなげる仕組みである見守り支援体制について、地域住民や様々な分野の活動団体等との連携による体制整備を推進します。

取組 33：地域住民による見守り支援体制の推進

- 若い世代や団塊の世代、様々な分野の活動団体等との連携により、見守り支援体制を推進します。
- 高齢者等の見守り活動に関する協定を締結した事業者等と情報共有・連携を図り、広域的な見守りを進めていきます。

取組 34：防災・防犯対策の充実・強化

- 自治会や町会などの小地域で活動する団体の防災・防犯に関する取り組みを支援します。
- 警察や防犯協会等の関係機関との連携による啓発活動を推進します。

【方向性 16】 社会資源活用の体制整備

人材・ノウハウ、共同募金や空き家等の活用の受け皿づくりを進め、地域活動の充実を図ります。

取組 35：人材及びノウハウ等の活用

- 人材やノウハウの提供を受けたり、各分野の補助事業、共同募金、社会福祉法人による社会貢献事業等を活用・推進して地域づくりを実施していきます。

取組 36：空き家等の活用

- 空き家等を一定期間提供する申し出の受け皿をつくり、地域活動の場として活用します。市民からの申し出があった場合、特に、地域の福祉ニーズを優先して整備を行っていきます。

【方向性 17】 専門職のネットワークづくり

市内の様々な専門職人材・団体のネットワーク化を進め、制度の狭間や既存のサービスが行き届いていない事案の解決を目指します。

取組 37：医療・介護のネットワークの推進

- 医療関係者や介護関係者のネットワーク化を推進します。

取組 38：社会福祉法人のネットワークの充実

- 市内で活動する社会福祉法人のネットワーク化を進め、社会福祉法人による地域貢献を推進します。

取組 39：制度の狭間の課題解決

- 制度の狭間や既存のサービスが行き届いていない事案の対応について、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議、医療・介護連携推進協議会、支え合うきよせ委員会等を活用し、対応を協議します。

地域の取り組みの紹介

社会福祉法人による社会貢献事業

市内に拠点を置く社会福祉法人のうち、33の事業所が「ひとまず相談窓口」を開設し、地域の方からの相談を受け止め、必要な支援へと繋がります。また、地域活動を支援するため、施設の機能の一部貸し出しや、福祉教育に積極的に取り組んでいます。



■市・関係機関の役割と市民の取り組み例

<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域での住民組織や見守り体制づくりの重要性について、情報を発信し、立ち上げや活動の継続を支援します。 ・専門職人材・団体に呼びかけ、専門職のネットワークづくりを支援します。 ・社会資源活用の体制整備に努めます。
<p>関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域での住民組織の立ち上げを支援します。また、団体所在地域の活動に参加します。 ・小地域の防災・防犯活動に協力します。 ・専門職人材・団体の活動に参加し、ネットワーク化に取り組みます。 ・制度の狭間にある事案の対応について協力します。
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所同士のあいさつや声かけ運動を広げる。 ・隣近所や身近な地域の実態や変化に、日ごろから関心を持つようにする。 ・支援を必要とする人を支える住民組織等に関心を持ち、参加・協力する。

地域の取り組みの紹介

清瀬市子ども家庭支援関係者・団体連絡会

子どもたちは私たちの未来をつくってくれます。市内にはその子どもたちや家庭を支援するボランティア団体、NPO、児童養護施設、発達を支援する療育施設があります。また、個々人として子どもにかかわる様々な支援者もいます。これらの団体、支援関係者が集まり、情報交換や子どもの問題について地域社会に知らせていくための活動を行っています。



きよせ市民まつり

長年の伝統ある市民まつりは、市と商工会が中心となり商店会、商工業者と市民が交流する賑わいのあることが大きな特徴です。

商工会は、市民まつりを通じ、市民の皆さんに商工業者を広く知って頂き、地域経済活性化を図っていきます。

毎年、商店会や商工業者の出店のほか、市民企画ステージ、きよせ親善大使イベント、民謡踊り、下宿囃子等盛りだくさんな内容で行われます。



第5章

資 料

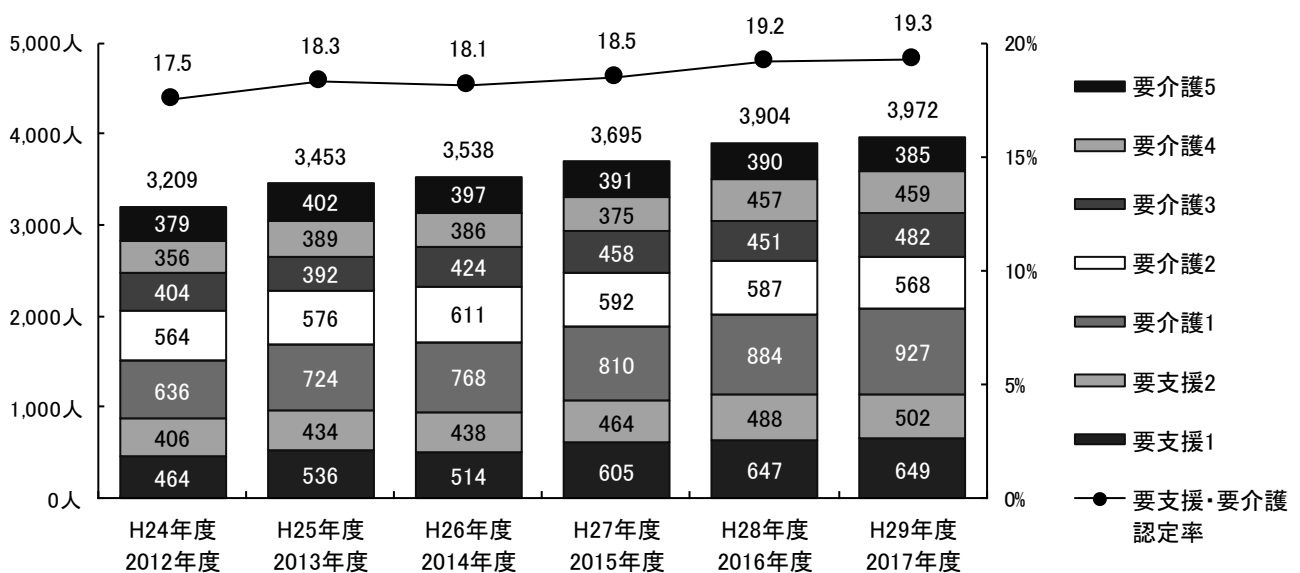
1. 地域福祉に関する統計データと調査結果

(1) 福祉制度を利用している人の状況

① 要支援・要介護認定者数の推移

- ・ 介護保険の要支援・要介護認定者数は約 4,000 人であり、要支援・要介護認定率は 19.0% となっています。
- ・ 本市は高齢化率が高いこと等も影響して、要支援・要介護認定率は全国及び東京都平均を上回っています。

【図表 1】 要支援・要介護認定者数及び要介護認定率の推移



※平成 24～29 年度は「介護保険事業状況報告」（様式 1 の 5）9 月分

※要支援・要介護認定者数及び要支援・要介護認定率は第 1 号被保険者数のみ

※要支援・要介護認定率 = 65 歳以上の要介護認定者数 ÷ 第 1 号被保険者数

※要支援・要介護認定者数の単位（人）、要支援・要介護認定率の単位（%）

【図表 2】 第 1 号被保険者に対する要支援・要介護認定者の比率

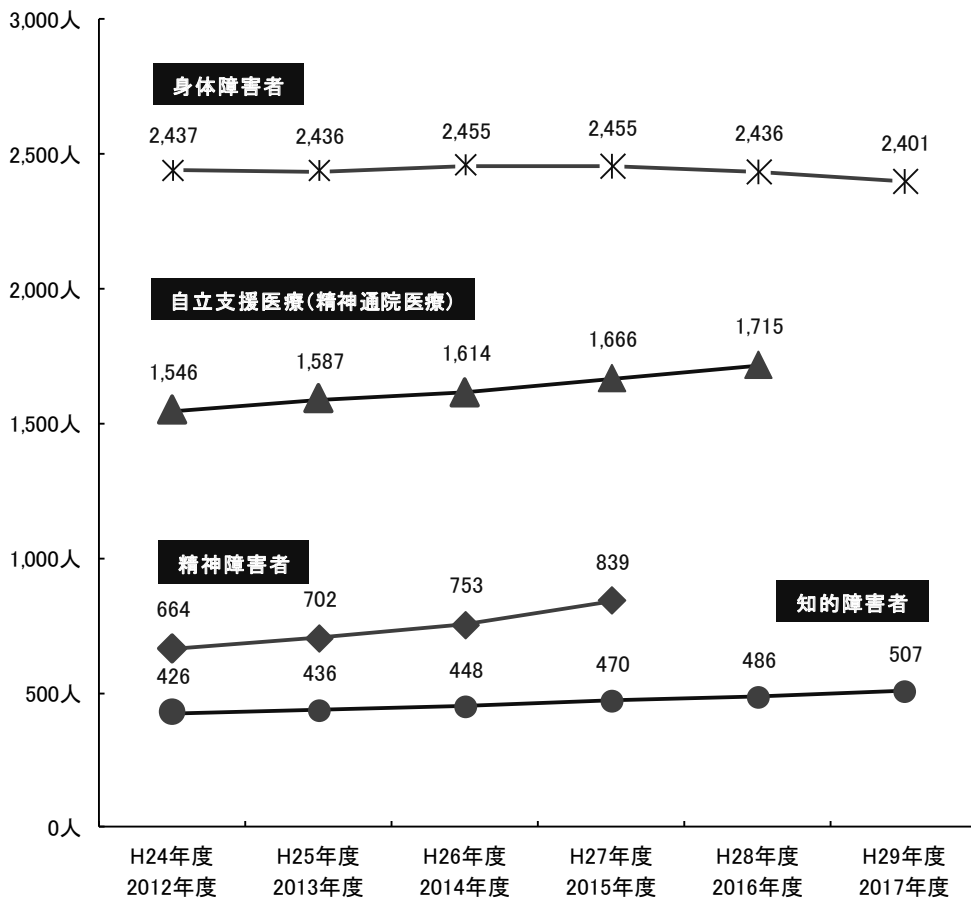
	第 1 号被保険者数 (人)	要支援・要介護認定者数 (人)	第 1 号被保険者に対する要支援・要介護認定者比率 (%)
全国	34,664,274	6,274,743	18.1
東京都	3,084,565	575,197	18.6
清瀬市	20,623	3,972	19.3

※「介護保険事業状況報告」（平成 29 年 9 月分）

②障害がある人の推移

- ・ 身体障害者手帳所持者は2,400人台でほぼ横ばい、精神保健福祉手帳所持者及び愛の手帳所持者（知的障害者）は増加の傾向にあります。
- ・ 精神保健福祉手帳所持者は、他の障害に比べて増加の割合が高いことに特徴がみられます。
- ・ 高齢化の進展に加え、医療機関等が多い地域特性等も影響して、今後も障害がある人の増加が見込まれます。

【図表3】 障害者数(手帳所持者・自立支援医療受給者)の推移



※身体・知的障害者数は、各年度4月1日時点の登録者数

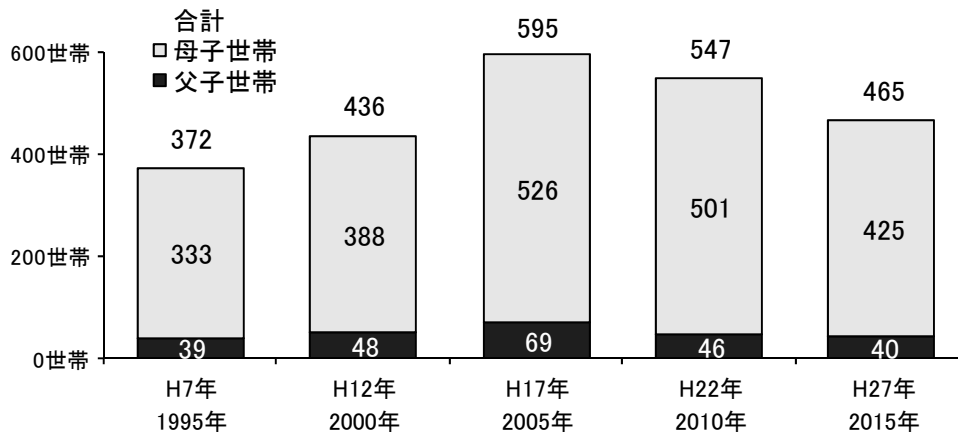
※精神障害者の手帳は2年ごとの更新のため、当該年度の数には前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神保健福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）

※自立支援医療は、東京都立中部総合精神保健センターによる。各年度9月末時点

③支援が必要な子ども家庭の推移

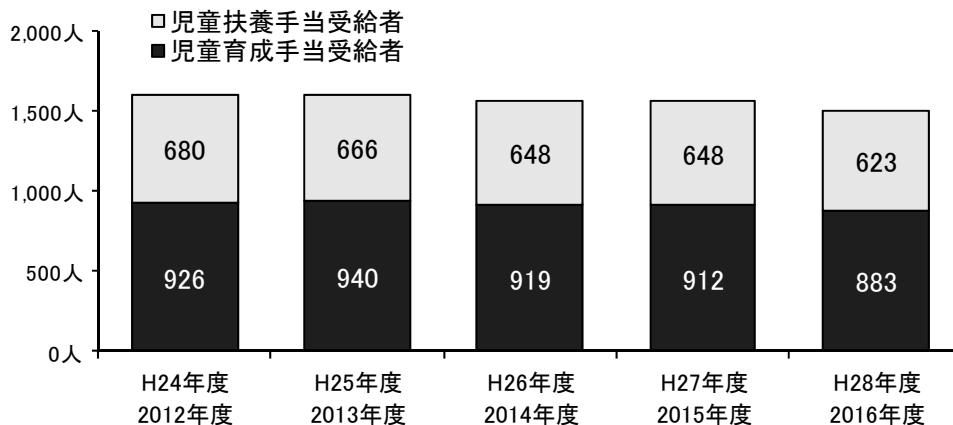
- ・ 支援が必要な子ども家庭について、ひとり親世帯数及び児童扶養手当・児童育成手当受給者数の推移に注目しました。
- ・ ひとり親世帯のうち、母子世帯は 300～500 世帯、父子世帯は 100 世帯以下で推移しています。これらを合わせたひとり親世帯は、平成 17 年の 595 世帯をピークに減少の傾向にあります。
- ・ また、児童扶養手当及び児童育成手当の受給者をみると、これらもここ数年は減少の傾向にあります。

【図表 4】 ひとり親世帯の推移



※国勢調査結果（各年 10 月 1 日現在）

【図表 5】 児童扶養手当受給者、児童育成手当受給者の推移



※子育て支援課資料より

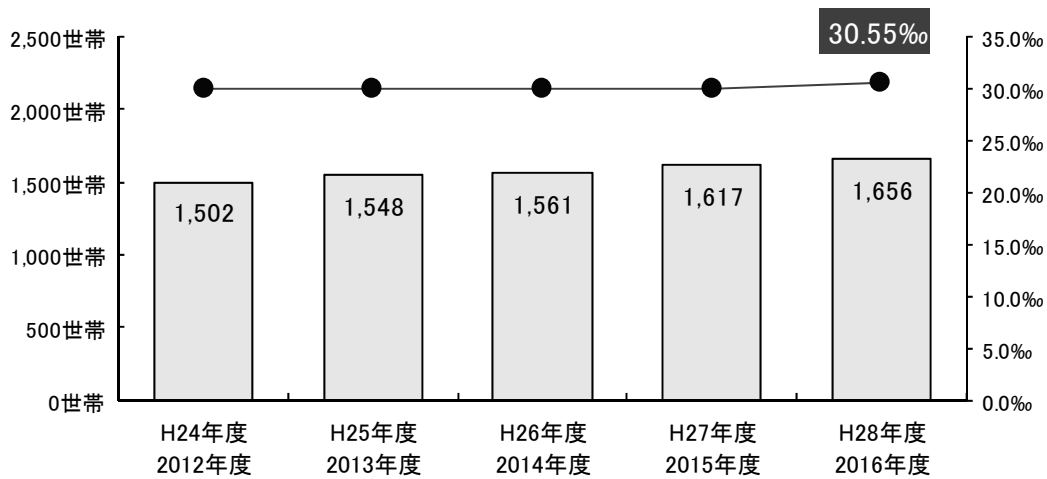
※児童扶養手当：父母の離婚等により、父又は母がいないなどの児童が養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図る

※児童育成手当：父母の離婚等により、父又は母がいないなどの家庭（ひとり親家庭等）の児童又は知的・身体障害等で心身に障害がある児童の健やかな成長に寄与し、児童の福祉の増進を図る

④生活保護世帯の推移

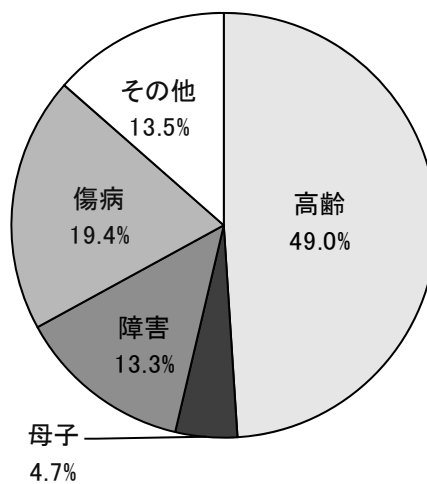
- ・ 平成 28 年度の生活保護の世帯は 1,656 世帯であり、過去 5 年は平均して 1 年に 40 世帯程度が増加している状況にあり、本市は多摩 26 市においても生活保護の保護率が高い状況にあります。
- ・ 生活保護世帯の 49%が高齢者の世帯となっています。

【図表 6】 生活保護世帯及び保護率の推移



※生活福祉課資料より
 ※各年度末の値
 ※保護率=保護人員の人口千人当たりの比率（単位は%）

【図表 7】 世帯類型別に見た生活保護世帯



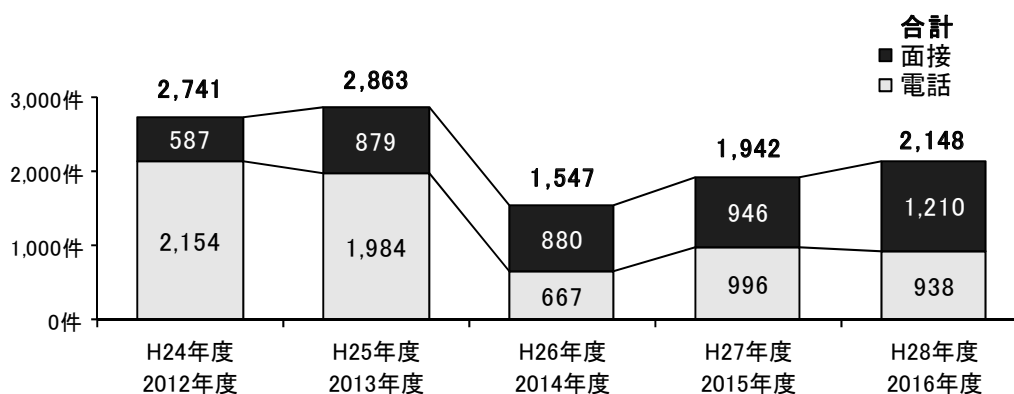
※生活福祉課資料より
 ※平成 28 年度末の値

(2) 地域における支援や活動の状況

① 各種機関による相談支援の状況

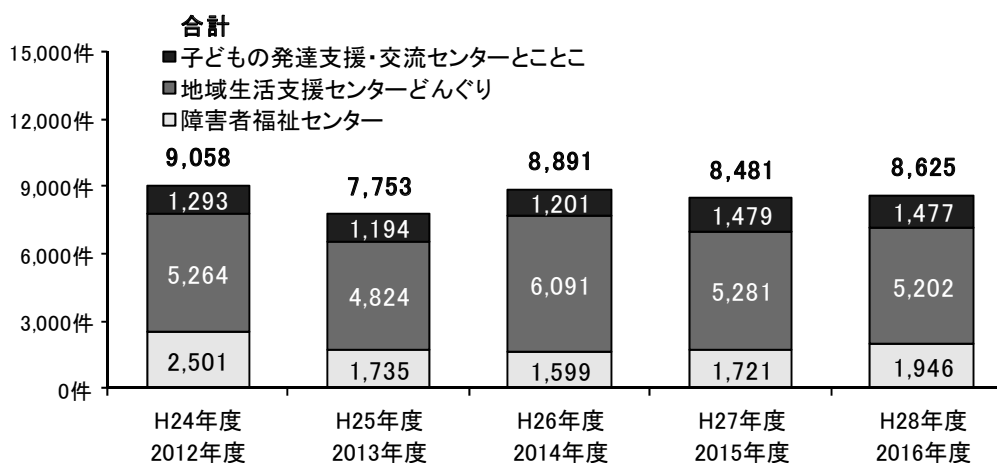
- ・ 子ども家庭支援センターでは、子どもや家庭からの相談等に応じています。過去2年間の相談支援は2,000件前後で推移し、大きな増加はみられないものの、面接による相談の増加が顕著であるところに特徴がみられます。子どもの相談では育児・しつけや性格行動、家庭の相談では夫婦間のことや公的援助についての内容が多い傾向にあります。
- ・ 障害児・者やその家族への相談支援は、子どもの発達支援・交流センターとことこ、地域生活支援センターどんぐり、障害者福祉センターの3か所における相談支援の集計で、過去2年間は8,500件前後の相談支援が行われています。

【図表 8】 子ども家庭支援センターの相談支援の推移



※子ども家庭支援センター資料より

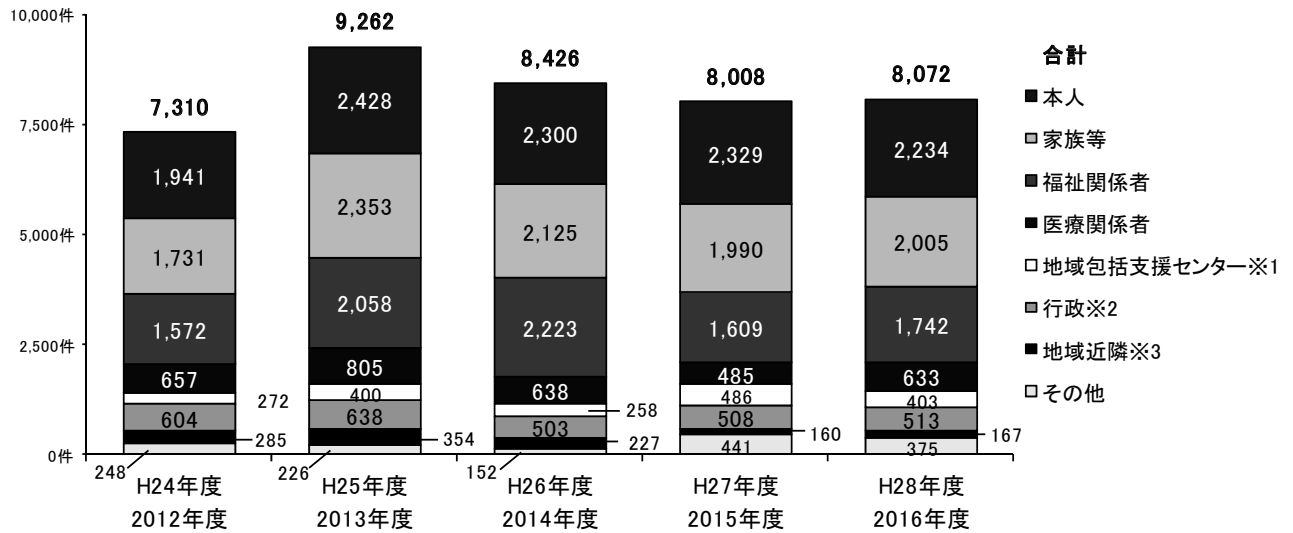
【図表 9】 障害がある人(子ども)やその家族への相談支援の推移



※障害福祉課資料より

- ・ 高齢者やその家族への相談支援については、地域包括支援センターにおける総合相談の件数を集計しています。過去3年間は年間8,000件台の相談があり、本人や家族からの相談が多くを占め、介護保険制度、介護予防や家族支援に関する内容が多い傾向にあります。

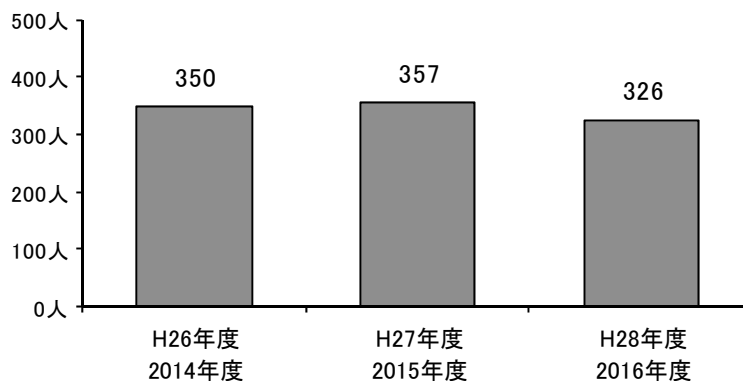
【図表 10】 地域包括支援センターの総合相談の推移



※地域包括ケア推進課資料より
 ※地域包括支援センターの総合相談についての分類
 ※1：在宅介護支援センターを含む
 ※2：清瀬市、他自治体、警察、消防署など
 ※3：住民、商店、交通機関など

- ・ 生活困窮者自立促進支援事業にかかる相談支援は、事業が開始された平成26年8月からの集計で、年間300件台の相談が寄せられています。

【図表 11】 生活困窮者自立促進支援事業にかかる相談支援の推移



※きよせ社協生活相談支援センター資料より
 ※平成26年8月から事業開始

- 平成 28 年 8 月からは、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業を実施しており、47 人が対象となっています。

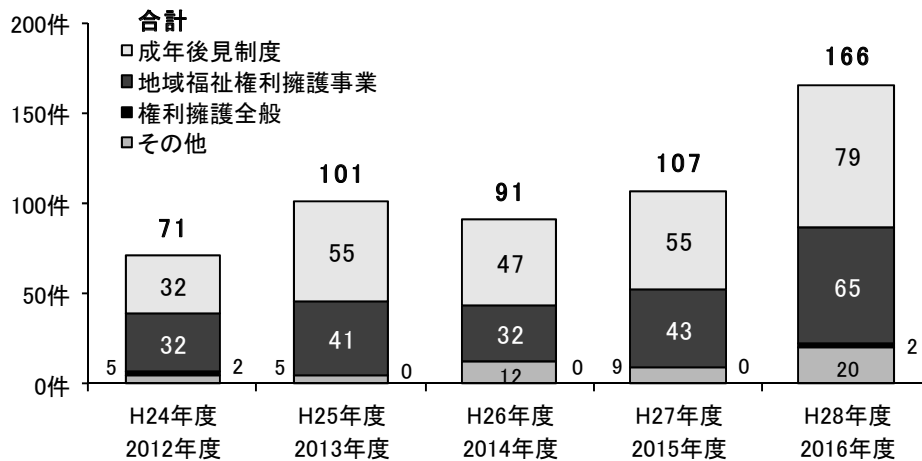
【図表 12】生活困窮者学習支援事業の実績

小学 5 年・6 年生	中学 1 年から 3 年生	計
14 人	33 人	47 人

※平成 28 年 8 月から事業開始

- きよせ権利擁護センター（あいねっと）の一般相談（社会福祉士等による相談）については、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業への相談件数の増加がみられます。相談内容は、制度の手続き方法に関する相談が多くを占めています。

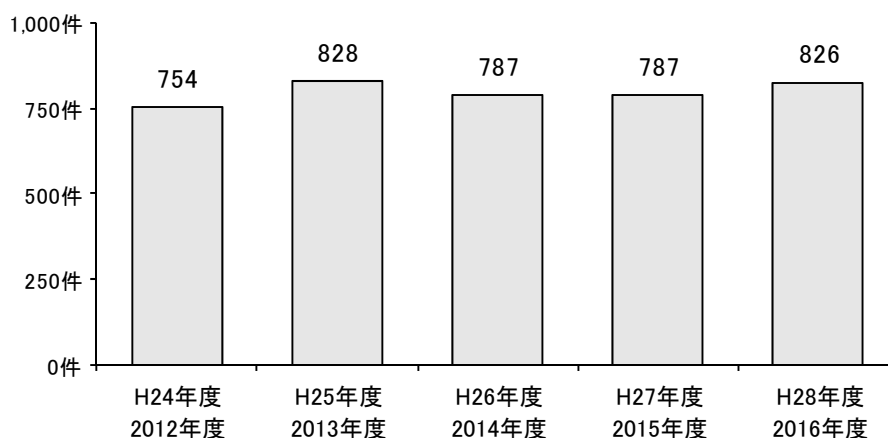
【図表 13】きよせ権利擁護センター（あいねっと）の一般相談の推移



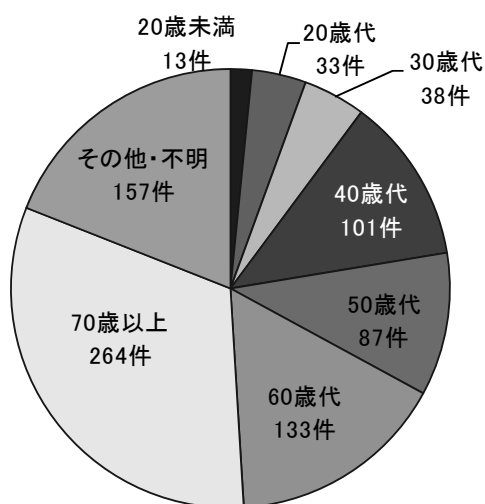
※きよせ権利擁護センター（あいねっと）資料より

- ・消費生活センターでは、市民の消費生活についての苦情や相談を専門の相談員が受付し、公正な立場で解決のためのお手伝いを実施しています。毎年 800 件前後の相談があり、平成 28 年度は不当・架空請求メール、サイト利用、近隣問題、相続などの相談が多く寄せられました。
- ・年代別の内訳では、60～70 歳代などの高年齢者の相談が多いことに特徴がみられます。

【図表 14】消費生活相談の推移



【図表 15】平成 28 年度の相談の年代別内訳

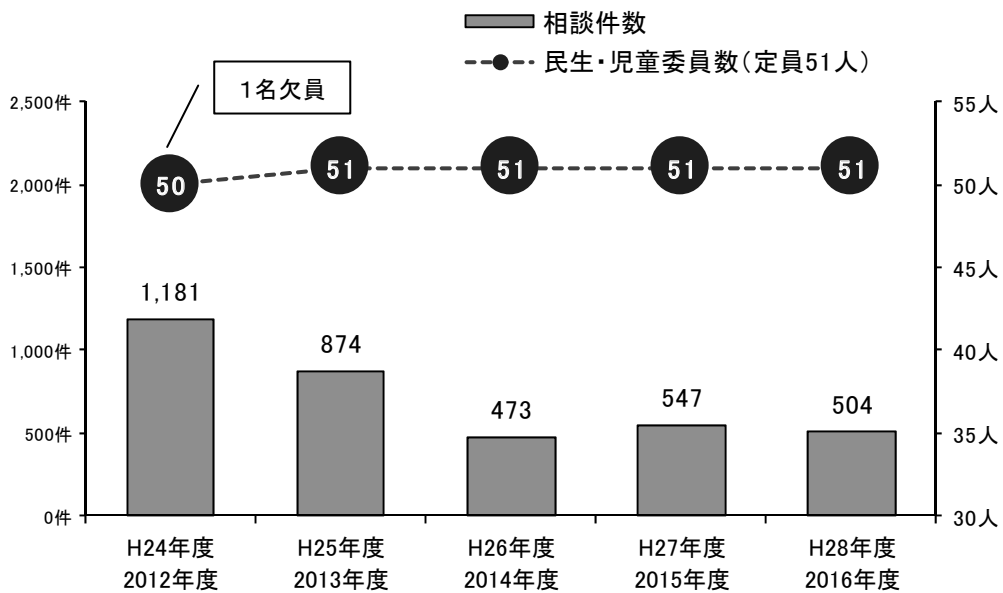


※消費生活センター資料より

②民生・児童委員の活動状況

- ・ 民生・児童委員は定員が維持されています。
- ・ 相談件数は年間 500 件前後を推移し、民生・児童委員一人当たり平均して年間 10 件程度の相談対応をしている状況にあります。
- ・ 相談内容は、高齢者からの相談が多く、家族関係、生活環境や地域の子育てに関する内容が多い傾向にあります。
- ・ 地域社会の変化と住民の抱える課題の多様化に伴い、民生・児童委員の役割も個別の課題への対応とともに地域福祉活動、行事への参加等、地域福祉の担い手としての活動が増え、期待される役割は一層大きなものとなっており、民生・児童委員の負担が拡大しています。今後、その活動環境整備とともに新たな担い手確保が課題となっています。

【図表 16】 民生・児童委員数と相談件数の推移

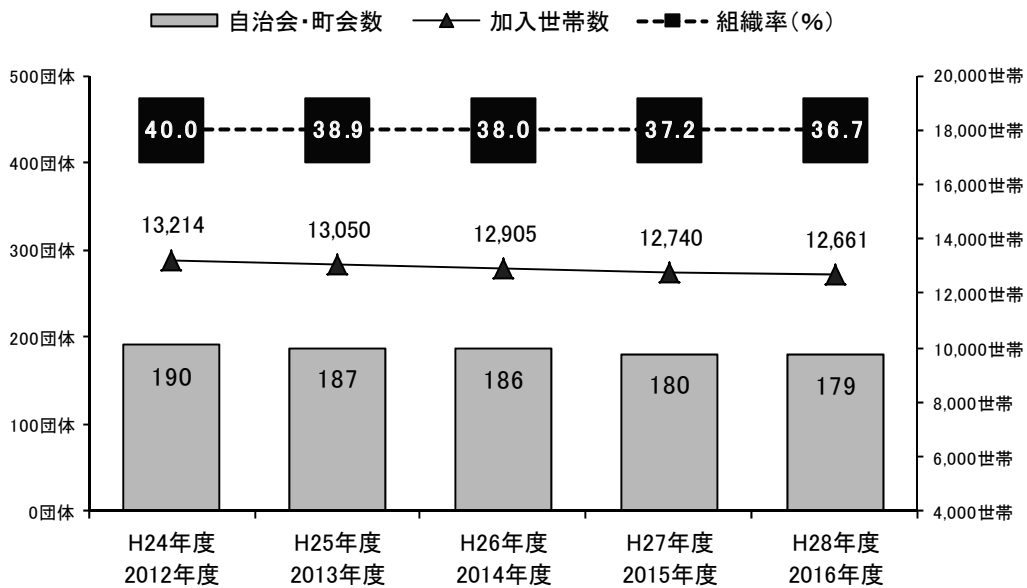


※地域包括ケア推進課資料より

③自治会・町会の状況

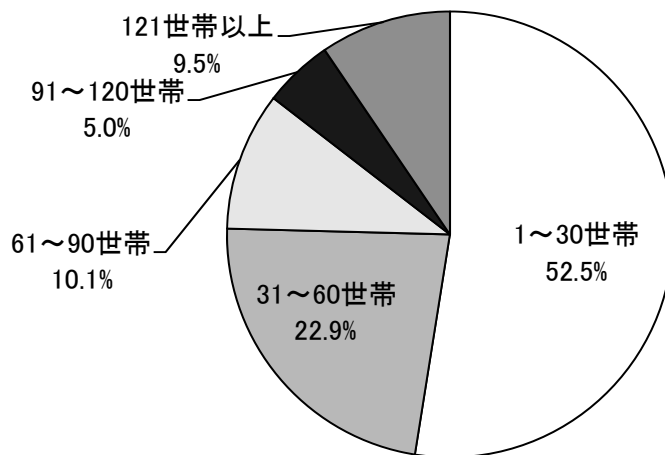
- ・平成28年度の自治会・町会数は179で横ばい、加入世帯数は12,661世帯で微減の傾向にあります。
- ・平成28年度の自治会・町会市組織率は36.7%であり、減少傾向が続いています。
- ・世帯数が30世帯以下の小さな自治会も約5割あるのが特徴です。

【図表17】自治会・町会数と加入世帯数の推移



※企画課資料より
 ※自治会・町会加入率=加入世帯数÷総世帯数

【図表18】自治会・町会の加入世帯数(一組織当たりの世帯数)

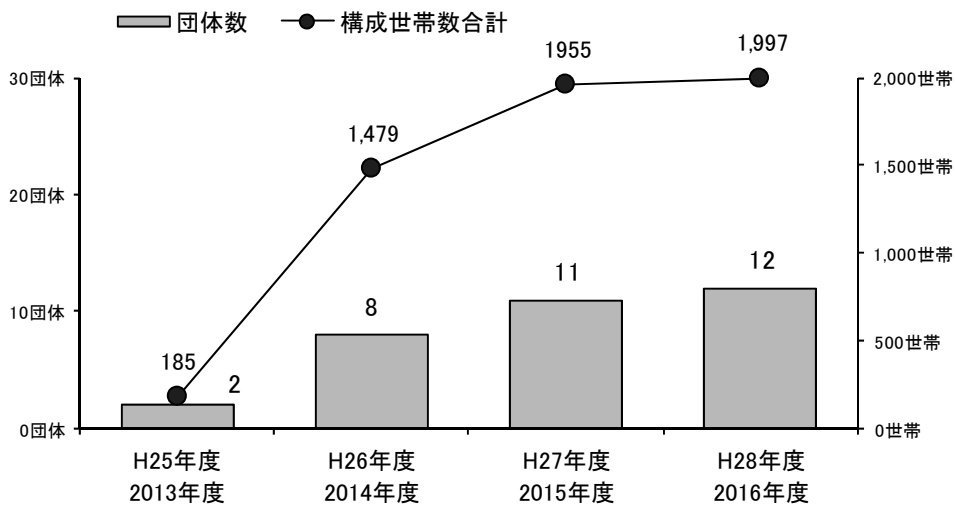


※企画課資料より
 ※平成28年度の179自治会・町会の内訳

④防災体制の状況

- ・ 地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、平成 28 年度現在、12 団体が組織され、1,997 世帯が参加しています。
- ・ 増加の状況にあるものの、平成 27 年度から 28 年度の 1 年間は 1 団体の増加にとどまっています。

【図表 19】 自主防災組織数と構成世帯数の推移



※防災防犯課資料より

- ・ 大規模災害が発生したときに、社会福祉協議会により開設される災害ボランティアセンターにおいて支援活動を行う「災害ボランティア登録者」制度があります。平成 27 年 11 月 1 日より登録が始まった災害ボランティアの登録者は、平成 28 年度 154 人（前年度より 98 人増加）です。
- ・ 災害ボランティア登録者は、避難所開設訓練や学習会に参加して、災害時に求められる役割を学んでいます。

【図表 20】 災害ボランティアの登録者の状況

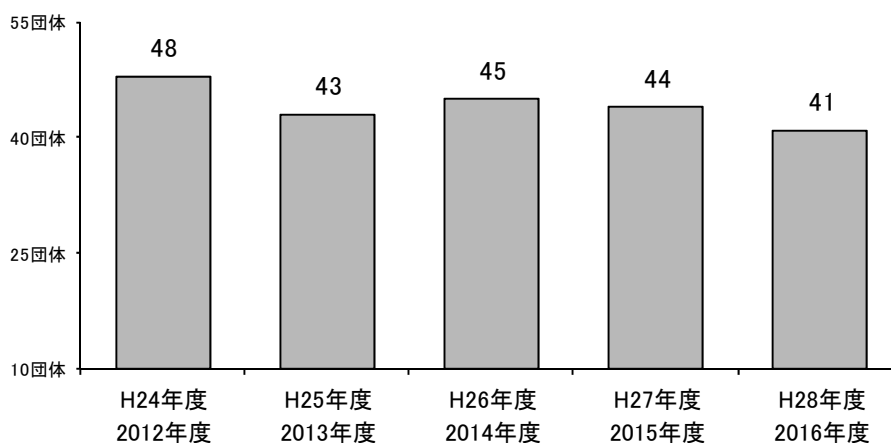
H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度
56 人	154 人

※社会福祉協議会資料より
※平成 27 年 11 月 1 日より登録開始

⑤市民活動の状況

- 市民活動に取り組む個人・団体を支援する市民活動センターの平成 28 年度の登録団体は 41 団体（前年度より 3 団体減少）で増加の傾向がみられず、福祉やまちづくり、その他の分野に減少がみられます。

【図表 21】 市民活動センターの登録団体の推移

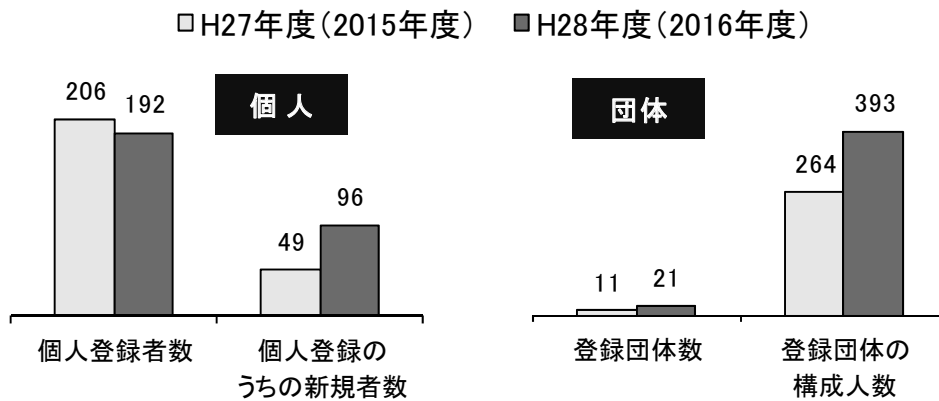


活動分野内訳	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
福祉	9	7
子育て	1	1
児童健全育成	6	6
環境	6	6
文化・芸術	9	9
スポーツ	3	3
国際交流	1	1
情報・通信	1	1
まちづくり・その他	8	7
計	44	41

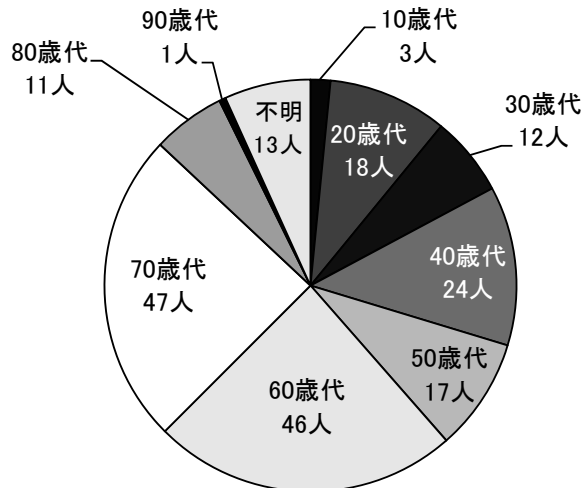
※市民活動センター資料より

- ・ 一方、社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターへの平成 28 年度の登録団体数は 21 団体（前年度より 10 団体増加）であり、登録団体数は伸びています。
- ・ ボランティアセンターへの個人登録者は 192 人で、前年度より 14 人減少しましたが新規登録者は増加しています。192 人の個人登録者の年齢は、60～70 歳代が約半数を占めています。

【図表 22】 ボランティアセンターの登録者・登録団体数の状況



【図表 23】 平成 28 年度の個人登録者(192 人)の年齢構成

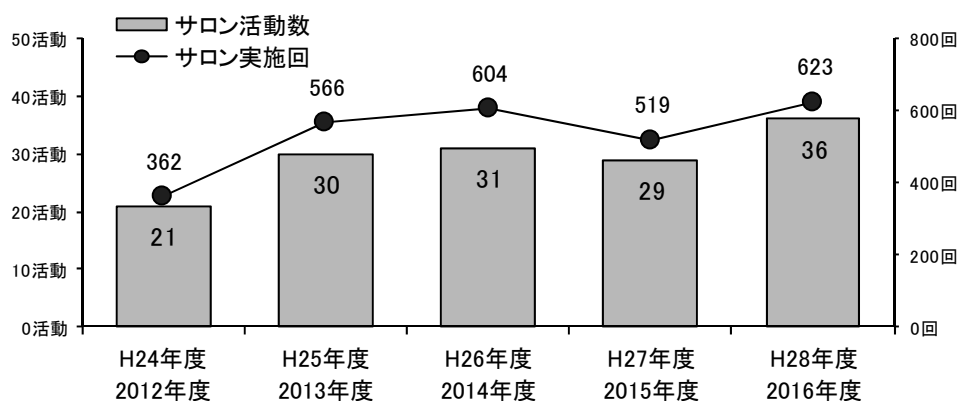


※社会福祉協議会資料より

⑥サロン活動の状況

- ・ 地域住民の交流機会や居場所を提供するサロン活動は、多世代の方々が利用できるサロン、福祉施設などの一部を利用したサロン、自宅を増改築し開放しているサロン、障害や病気を抱えた方やその家族が集まるサロン、健康づくりや音楽を通じたふれあいの場など、地域の中には様々な形のサロンがあります。平成 27 年度に減少がみられましたが、活動は拡大しています。
- ・ 各サロンのスタッフ同士が集まって情報交換をしたり、それぞれの活動につなげていく場として、サロン活動団体連絡会を開催しています。
- ・ 身近な地域で実施していくためにはさらなる活動の拡大・進化が必要ですが、今後は担い手や活動場所の確保など活動の維持・継続などが課題になると考えられます。

【図表 24】 サロン活動の推移



※社会福祉協議会資料より

※サロン活動＝年 4 回以上、だれでもその都度参加してよい場所（会食、お茶のみ、体操など）であり、施設内の喫茶や自治会等の住民など参加者に制限がある活動は除く

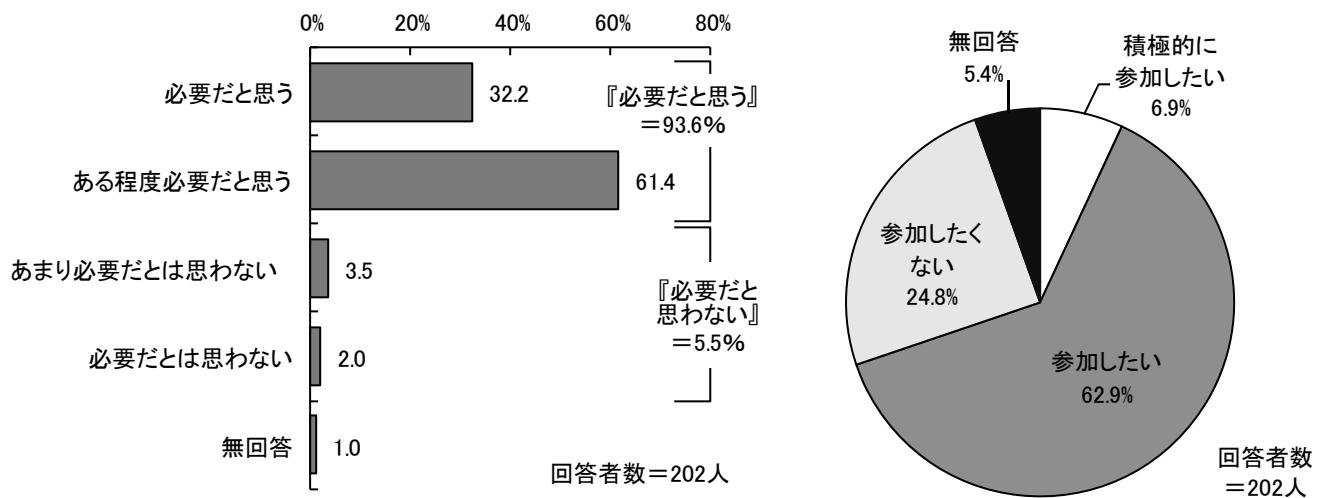
(3) 地域福祉に関する市民及び団体の意見

※本節では、「清瀬市地域福祉計画策定に向けた調査報告書」（平成 29 年 3 月）の調査結果を引用しています。

①地域におけるつながりへの意見

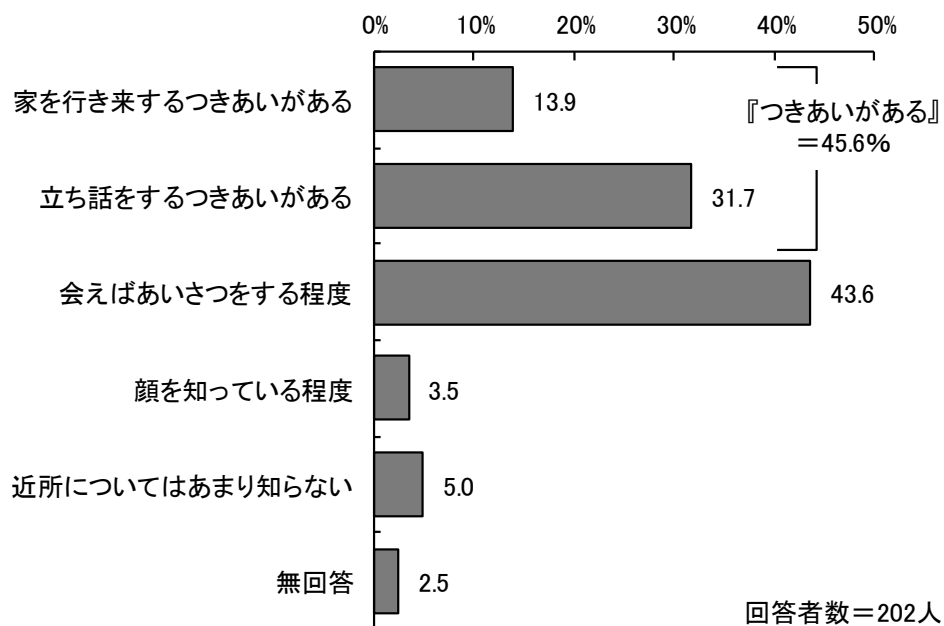
- ・ 調査結果からは、住民相互の自主的な協力関係について、93.6%が『必要だと思う』と回答し、また、自治会・町内会、自主防災組織への参加意向についても 69.8%に『参加したい』という意識があり、地域における協力関係については肯定的な意見が多数を占めていることがわかりました（図表 25）。
- ・ 一方で、実際の近所づきあいとなると、約 46%は行き来したり、立ち話をしたりするつきあいがありますが、約 47%はあいさつや顔を知っている程度というつきあいとなっています（図表 26）。協力関係は必要と思っても、それが日ごろの近所づきあいにはつながっていない状況にあることがわかります。
- ・ 地域活動を行っている団体からの意見として、地域活動を行う上で困っていることの上位に「地域コミュニティが希薄化している」「支援を必要とする人の情報が得にくい」など、地域におけるつながりが薄くなり、支援を必要とする人が見えにくいという意見があげられています（図表 27）。
- ・ 理想とする清瀬市の地域像の上位に、「困ったときに隣近所で助け合えるまち」があげられていることから、地域におけるつながりをつくる取り組みの推進が求められています（図表 28）。

【図表 25】 住民の自主的な協力関係(左)・自治会・町内会、自主防災組織への参加意向(右)



※『必要だと思ふ』 = 「必要だと思ふ」 + 「ある程度必要だと思ふ」
 ※『必要だと思わない』 = 「あまり必要だとは思わない」 + 「必要だとは思わない」
 ※自主防災組織 = 災害時に「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織

【図表 26】 ご近所づきあい

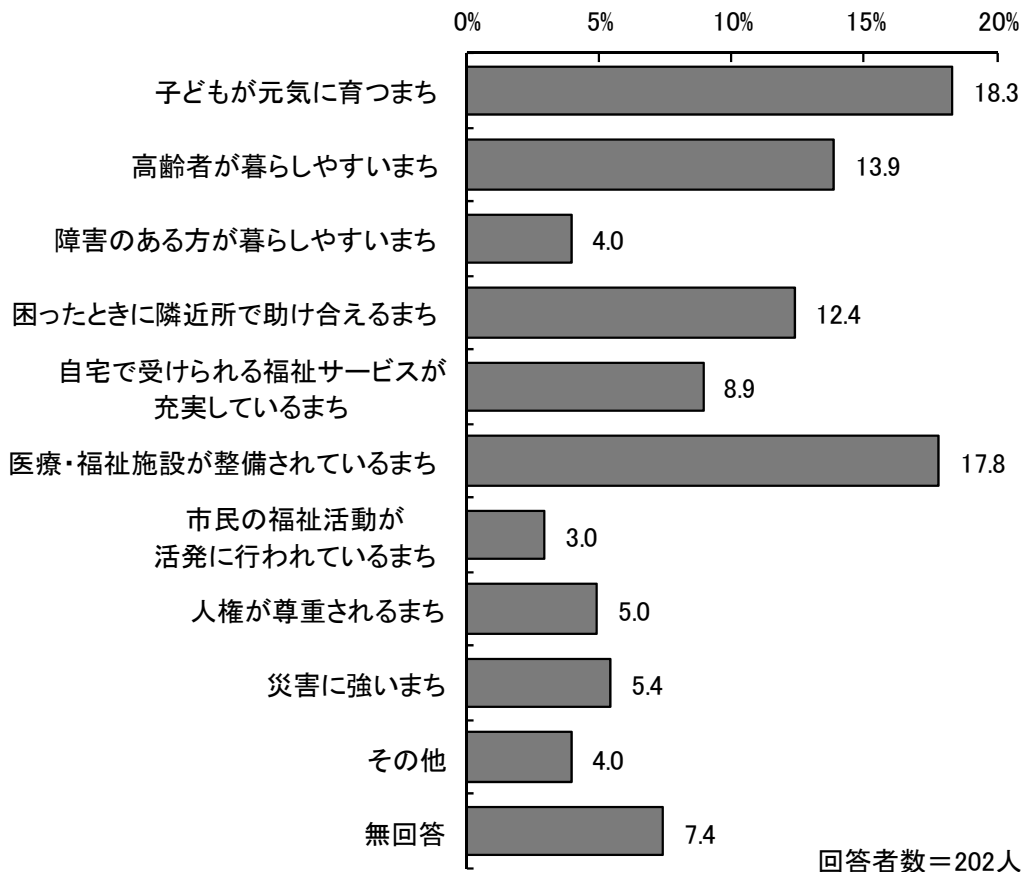


※『つきあいがある』 = 「家を行き来するつきあいがある」 + 「立ち話をするつきあいがある」

【図表 27】 地域活動を行う上で困っていること(上位回答の抜粋)

市民活動団体調査		
1位	メンバーが固定化、高齢化	53.4%
2位	若い人が興味を持ち参加しやすい活動ができにくい	24.1%
3位	リーダーが育たない	18.5%
4位	地域コミュニティが希薄化している	16.1%
5位	支援を必要とする人の情報が得にくい	14.9%
6位	メンバーが仕事で忙しく、活動できにくい	14.5%

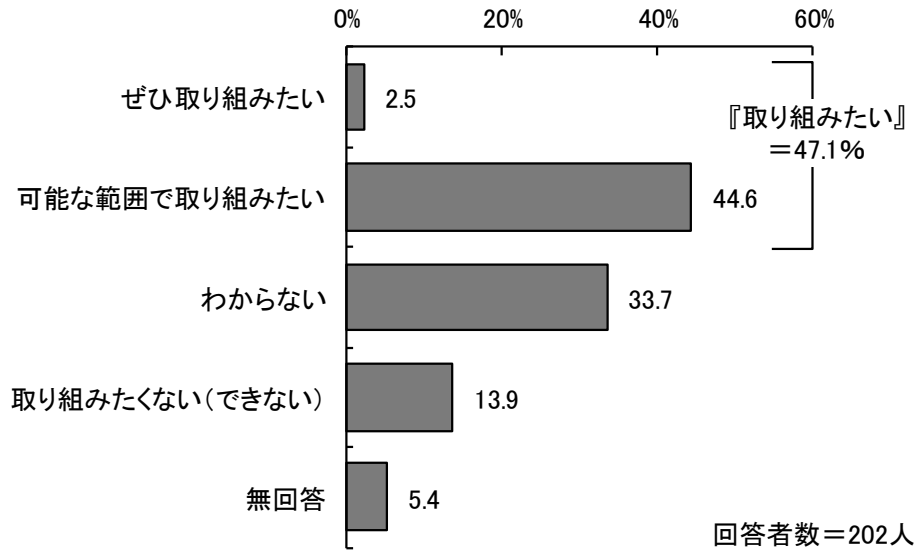
【図表 28】 理想とする清瀬市の地域像



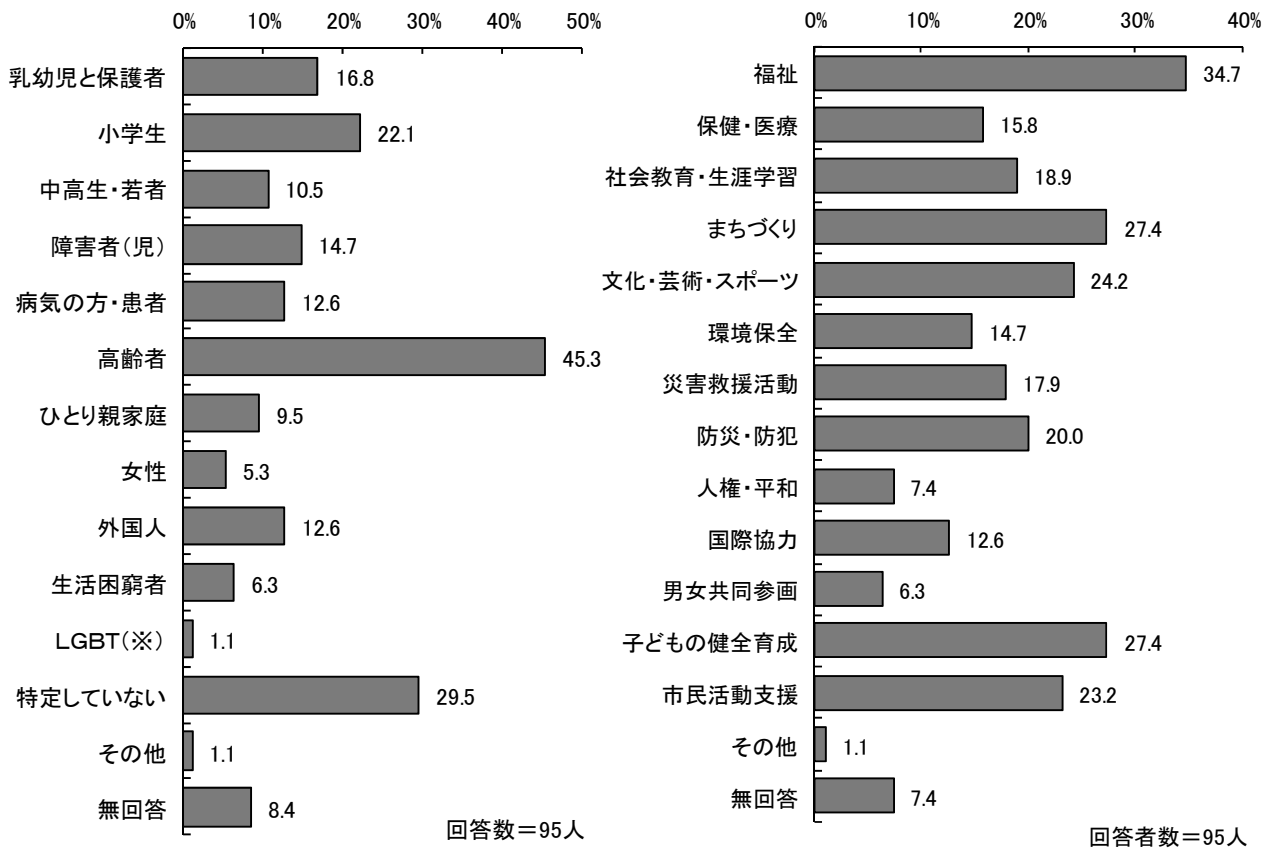
②市民のボランティア活動等への意見

- ・ 調査結果からは、20歳以上の市民の47.1%がボランティアや社会貢献活動に取り組みたいと回答しており、高齢者や子どもを対象とした活動に関心が高いことがわかりました（図表29、30）。
- ・ ボランティア活動等に参加する条件として、「自分にあった時間」「身近」「特技や技術が活かせる」がポイントとしてあげられており、活動をする市民・活動をしている団体のどちらからも、この3つが上位にあげられています（図表31）。
- ・ 一方で、実際に活動している団体からは「メンバーの固定化・高齢化」「若い人が入らない」「リーダーが育たない」「地域コミュニティが希薄化」「支援を必要とする人の情報が得にくい」「メンバーが仕事で忙しく、活動できにくい」などの課題があげられています（図表27）。活動を推進・拡充していくためには、活動を支える人材を育てる、若い人や働いている人でも活動しやすい仕組みをつくる取り組みが課題であることわかりました。
- ・ 若い人や働いている人などを対象に活動のすそ野を広げるためには、活動に関する情報発信の工夫として、従来の紙媒体による発信と同時に、ホームページやSNS（Social Networking Service：ネットワークを通じて人と人のコミュニケーションを促進するインターネット上のサービス）、メールなどのツールのほかに、スーパーやコンビニなどの日ごろの生活の中で情報を得られる仕組みづくりが求められているといえます（図表32）。

【図表 29】 ボランティアや社会貢献活動への参加意向



【図表 30】 参加したい活動の活動対象(左)・参加したい活動の内容・分野(右)

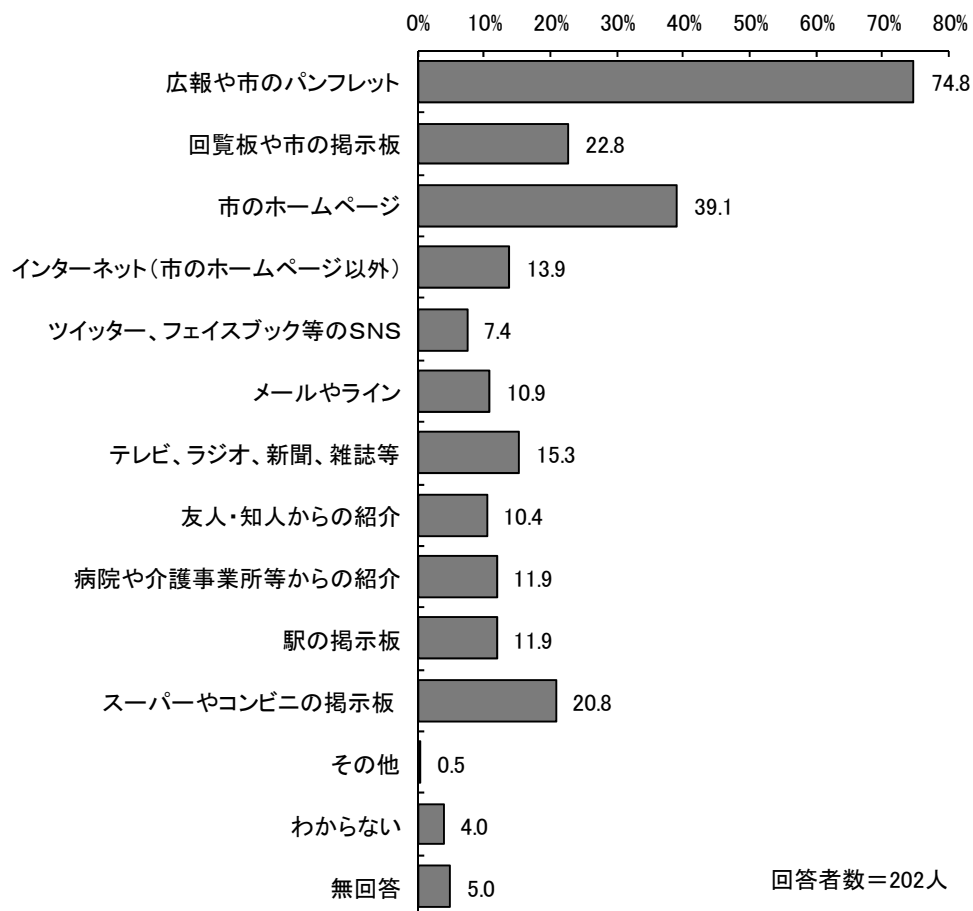


※同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害）などの性的少数者を限定的に指す言葉

【図表 31】 ボランティア活動等に参加する環境づくり、条件等(上位回答の抜粋)

	地域福祉等に関する市民調査		市民活動団体調査	
1位	自分にあった時間帯	72.3%	身近な地域で活動	69.5%
2位	身近な地域で活動	53.5%	自分にあった時間帯	61.4%
3位	趣味や特技、技術が活かせる	36.1%	趣味や特技、技術が活かせる	51.8%
4位	団体や活動の情報が手に入る	24.3%	団体や活動の情報が手に入る	29.7%
5位	家族や職場の理解・協力	23.3%	活動資金の補助、援助	26.9%
6位	友人や家族と一緒に参加	22.3%	友人や家族と一緒に参加	22.1%

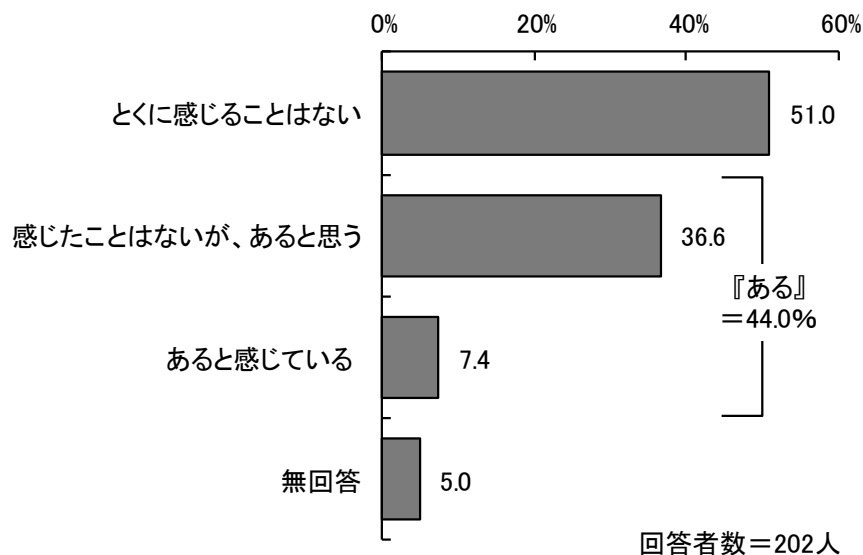
【図表 32】 望ましいボランティア活動等に関する情報提供



③差別や偏見、人権侵害に対する意識

- ・ 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。
- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。
- ・ こうした動きを背景に、地域福祉計画策定に関する調査では、差別や偏見、人権侵害について質問をしました。調査では「障害」という限定を設けずに質問をしています。差別や偏見、人権侵害を感じたことがあるかという問いかけについて、『ある』という回答が 44%からあげられました（図表 33）。
- ・ 地域福祉の推進のためには、障害や病気、年齢や性別、国籍や職業等による差別や偏見、排除をなくすことへの啓発や学びに継続的に取り組み、相互の理解を深めることは大変重要です。

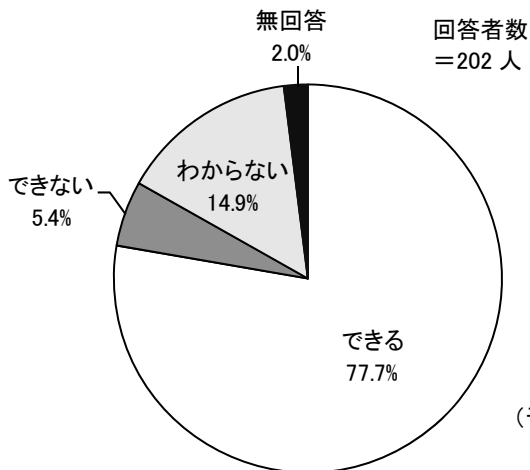
【図表 33】 差別や偏見、人権侵害を感じたこと



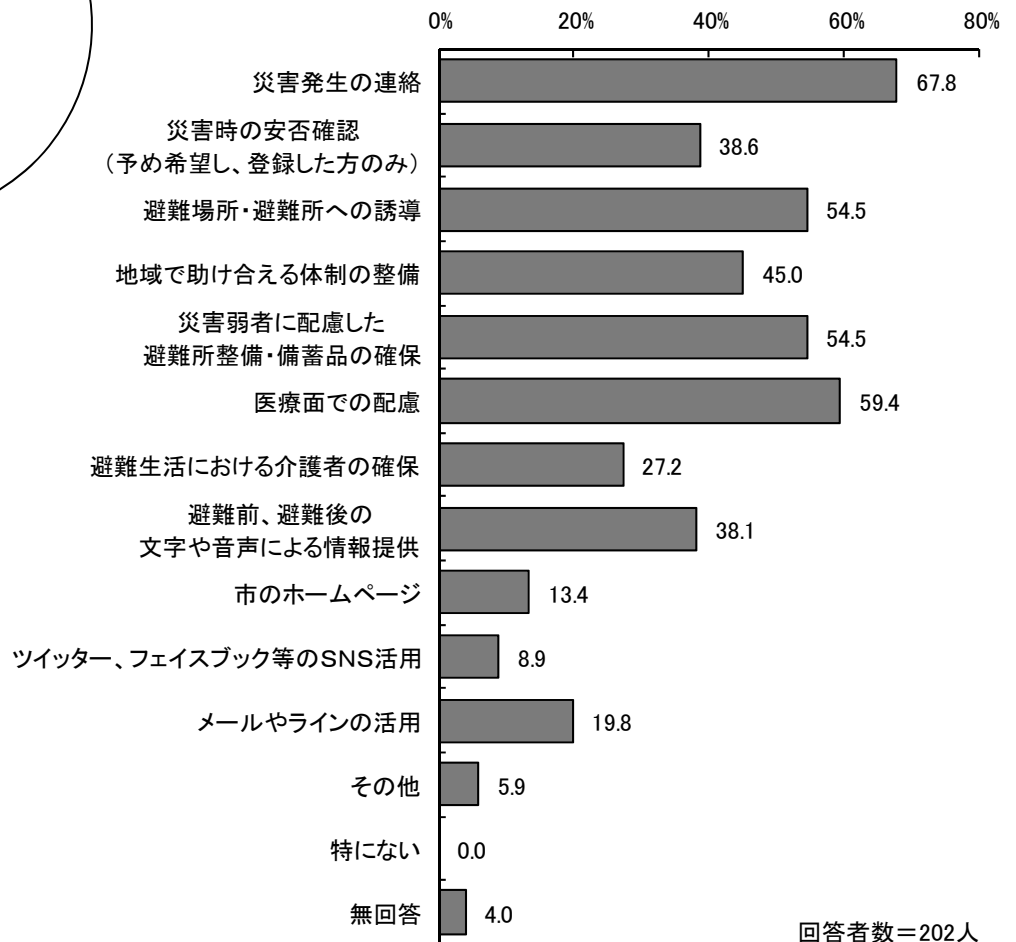
④災害時対応のあり方への意見

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に、災害時対応への関心が高まっています。
- ・地震や災害などの緊急時の避難の可否について、「できない」という人が5.4%存在します（図表34）。
- ・また、災害時の対策として充実してほしいこととして、「災害発生の連絡」「医療面での配慮」「避難場所・避難所への誘導」「災害弱者に配慮した避難所整備・備蓄品の確保」につづき、「地域で助け合える体制の整備」「災害時の安否確認」などへの対応の希望が高くあらわれています（図表35）。

【図表34】緊急時の避難の可否



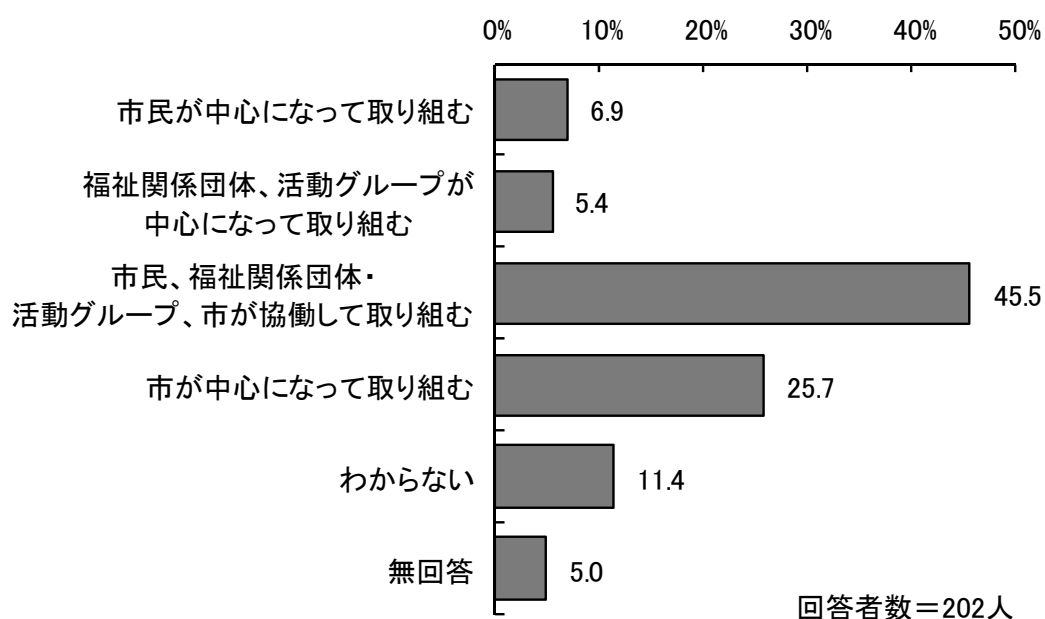
【図表35】災害時、充実してほしいこと



⑤市民が考える地域福祉を推進する方法

- ・ 地域福祉をより一層推進するためにはどうしたらよいかを質問したところ、「市民、福祉関係団体、市民グループ、市が協働して取り組む」が45.5%を占めました（図表36）。
- ・ それぞれの立場や特長を活かし、協働して課題を解決していく、活動を展開していくという意識が少しずつ浸透しつつあります。

【図表 36】 市民が考える地域福祉を推進する方法



2. 計画の策定体制・策定に向けた取り組み

(1) 策定体制

- ・ 本計画は、学識経験者、地域の関係機関、市民等から構成される「地域福祉計画策定委員会」による検討を経て策定しました。また、今回の策定では庁内での連携を考えて、職員による「地域福祉計画等策定に伴う庁内連絡会（ワーキング）」を設置し、情報の共有と意見交換など様々な取り組みを行いました。

①清瀬市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、清瀬市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、法第107条各号に規定する事項について検討を行い、地域福祉計画の原案を作成して市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員15人以内を市長が委嘱して組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域福祉に関する団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 別に定める関係機関に属する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をしたときをもって終了する。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

②清瀬市地域福祉計画策定委員会名簿

敬称略/50音順/◎委員長 ○副委員長/＊作業部会メンバー

氏名	区分	作業部会
赤川 都	市民代表	*
小室 謙二	社会福祉法人清瀬わかば会 管理者	*
佐藤 眞一	清瀬市民生・児童委員協議会	*
関 昇司	清瀬商工会 事務局長	
西澤 忠登	医療法人財団保養会 副本部長	
○長谷川豊一	チーム竹丘（竹丘自治会連合） 理事	*
林 清	六小地区自治会連合会 副会長	
林 光夫	市民代表	
◎菱沼 幹男	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科 准教授	*
福本 麻紀	おひさまネットワーク 代表	*
星野 孝彦	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 事務局次長	*
八巻 浩孝	清瀬市 健康福祉部長	
渡部 栄子	NPO 法人 子育てネットワーク・ピッコロ 事務局長	

③地域福祉計画等策定に伴う庁内連絡会メンバー

氏名	所属
八巻 浩孝	健康福祉部長
小山 利臣	高齢福祉担当部長
矢ヶ崎直美	子ども家庭部長
南澤 志公	企画課長
関口美智子	地域包括ケア推進課長
坂野 稔	生活福祉課長
新井 勘資	障害福祉課長
細山 克昭	高齢支援課長
田村 晶子	健康推進課長
佐藤 信明	子育て支援課長
白石 智秀	児童センター長
渡辺 研二	子ども家庭支援センター長
綾 乃扶子	まちづくり課長

(2) 策定経過

回数	開催日・場所	内容
第1回 策定委員会	平成29年5月8日 清瀬市役所 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> 清瀬市地域福祉計画策定委員会設置要綱について 清瀬市地域福祉計画策定委員会の傍聴に関する取扱いについて 委員長及び副委員長の選出 地域福祉計画の意義と国の動向について 計画の概要について（清瀬市地域福祉計画・第3次清瀬市民地域福祉活動計画） 清瀬市地域福祉計画策定に向けた調査報告書について 策定スケジュールについて
第2回 策定委員会	平成29年5月22日 清瀬市健康センター 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> 清瀬市地域福祉計画と関連計画（案）について 地域福祉計画・目標事業評価調書について 地域福祉計画の基本理念、目標・方針の課題等について（グループワーク）
第1回 作業部会	平成29年7月3日 清瀬市役所 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> グループワークでの課題と計画の骨子（案）について（グループワーク）
第2回 作業部会	平成29年7月25日 清瀬市健康センター 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> 計画の骨子（案）について
第3回 策定委員会	平成29年8月21日 清瀬市健康センター 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の基本理念、具体的な取り組み等について
第3回 作業部会 ※庁内連絡会を兼ねる	平成29年10月2日 清瀬市健康センター 研修室	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念について 具体的な取り組みについて（グループワーク）
第4回 策定委員会	平成29年11月20日 清瀬市役所 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> 計画書（案）について
第5回 策定委員会	平成30年1月22日 清瀬市健康センター 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント及び市民説明会について 計画書（案）について



第2回策定委員会
グループワークの様子



(3) 調査の実施

- ・ 新たな地域福祉計画策定に向け、清瀬市の今後の地域福祉の方向性を検討するための基礎資料として用いることを目的として平成 28 年度に調査を行いました。
- ・ 調査結果の詳細は、「清瀬市地域福祉計画策定に向けた調査報告書」（平成 29 年 3 月）として公表しています。

調査名	地域福祉等に関する市民調査	市民活動団体調査
調査対象者	20 歳以上の市民	市民活動グループ（サロン活動団体、市民活動センター登録団体）、自治会・マンション管理組合、老人会、NPO 法人、社会福祉法人、営利企業 など（団体単位）
調査対象数	499 人	460 団体
回収数	202 人	249 団体
回収率	40.5%	54.1%
記名の有無	無記名式	記名式
調査期間	平成 28 年 10 月 25 日～平成 28 年 11 月 28 日	
調査方法	郵送配布・郵送回収	

(4) パブリックコメント及び市民説明会の実施

パブリックコメント	公表対象	第 4 次清瀬市地域福祉計画（案）
	期間	平成 29 年 12 月 7 日～12 月 27 日
	公表対象の閲覧方法	市ホームページ、市内各公共施設

市民説明会	実施日	平成 29 年 12 月 23 日
	実施場所	清瀬市健康センター
	内容	講演「誰もが幸せに暮らせる地域社会を目指して～地域福祉計画の意義と活用～」 第 4 次清瀬市地域福祉計画（案）の概要と質疑

3. 用語解説

え

NPO

NPOとは、Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われています。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。

け

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を行うこと。

こ

高齢化率

高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合。高齢化率7.0%以上で「高齢化社会」、高齢化率14.0%以上で「高齢社会」、高齢化率21.0%を超えると「超高齢社会」と言われています。

コーディネーター、コーディネート

課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）をつないでいく、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人材、またはその機能を意味します。

さ

サロン

地域で高齢者や障害児・者、子育て中の方など、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。地域で交流の場を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指します。

し

自主防災組織

主に自治会や町会を母体として、地域住民が自主的に協力・連帯して防災活動を行う組織。平常時には、防災訓練の実施、防災施設の点検、防災資器材等の整備など災害予防活動を行い、地震や台風などの災害発生時には、地域住民と一致団結して消火活動、避難誘導、救助・救護活動などの災害対応活動にあたり被害を最小限に抑えるなど、地域全体の安全のための活動を行います。

市民成年後見人

後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見等業務を担う人。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。通常、「社協」と呼ばれています。

せ

生活困窮者

生活保護法上の扶助の対象となる人にとどまらず、年金で暮らす高齢者や非正規雇用者、フリーター、ニートなど収入が少なく生活に困っている人。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

ち

地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らすために、ご本人との契約により、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を担当の生活支援員などがお手伝いします。

は

バリアフリー

住宅建築用語としては、段差などの物理的な障壁の除去をいいますが、福祉的にはより広く高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

パブリックコメント

行政が新たな計画などを策定するとき、その案を公表し、市民からの意見・情報を得て公正な意思決定をするための制度。

ひ

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。

ふ

福祉避難所

寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所では共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市と福祉施設を運営する法人等による協定に基づき、市からの要請に伴い設置する避難所。

ゆ

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後

的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のことをいいます。

よ

要介護認定者、要介護認定率

介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、要支援1・2、要介護1から5の7段階の介護度が設けられています。



イラスト・挿絵：

表紙・23 ページ：有吉 果穂さん 清瀬小学校 1年
5 ページ：森 大樹さん 清瀬小学校 4年
45 ページ：山下優里奈さん 清瀬第八小学校 3年
81 ページ：肥後 祐翔さん 清瀬小学校 6年



第4次清瀬市地域福祉計画

平成30年3月

発行 清瀬市 健康福祉部 地域包括ケア推進課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地

TEL 042-492-5111 (代表)

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>



キラリ

KIYOSE CITY